

会 議 録 目 次

平成30年第2回海田町議会定例会（第2日目）

平成30年6月6日（水）午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

○大高下光信議員	4
○富永やよい議員	7
○大江康子議員	15
○小田久美子議員	33
○岡田良訓議員	38
○崎本広美議員	46
○宗像啓之議員	52
○前田勝男議員	59

日程第2 第25号議案	工事請負契約の締結について（（仮称）海田公民館建設工 事（建設））	74
-------------	--------------------------------------	----

日程第3 第26号議案	工事請負契約の締結について（（仮称）海田公民館建設工 事（電気））	74
-------------	--------------------------------------	----

日程第4 第27号議案	工事請負契約の締結について（（仮称）海田公民館建設工 事（機械））	74
-------------	--------------------------------------	----

日程第5 第28号議案	海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について	83
-------------	--------------------------	----

日程第6 第29号議案	海田町国民保険税条例の一部を改正する条例の制定につ いて	90
-------------	---------------------------------	----

日程第7 第30号議案	海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	96
-------------	--	----

日程第8 第31号議案	海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 の制定について	99
-------------	---	----

（延 会）	101
-------	-----

平成30年第2回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成30年6月5日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 6月6日 (水) 9時00分宣告 (第2日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 3番  | 富 永 やよい |
| 4番  | 大高下 光 信 | 5番  | 大 江 康 子 |
| 6番  | 兼 山 益 大 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員 (1名)

2番 竹 本 誠

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 3番  | 富 永 やよい |
| 4番  | 大高下 光 信 | 5番  | 大 江 康 子 |
| 6番  | 兼 山 益 大 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員（１名）

2番 竹 本 誠

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |   |         |
|-----------------|---|---------|
| 町               | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町             | 長 | 胡 家 亮 一 |
| 企 画 部           | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部           | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部       | 長 | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部           | 長 | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次         | 長 | 門 前 誠 司 |
| 建 設 部 次         | 長 | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課           | 長 | 山 崎 純   |
| 財 政 課           | 長 | 吉 本 真 人 |
| 税 務 課           | 長 | 近 森 茂   |
| 生 活 安 全 課       | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 住 民 課           | 長 | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課       | 長 | 日 高 博 之 |
| 長 寿 保 険 課       | 長 | 新 藤 正 敏 |
| こ ど も 課         | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |   | 森 原 知 美 |
| 建 設 課           | 長 | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課       | 長 | 早稲田 誠   |
| 教 育             | 長 | 佐々木 智 彦 |
| 教 育 次           | 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 学 校 教 育 課       | 長 | 小 林 伸 二 |
| 生 涯 学 習 課 主 幹   |   | 倉 本 勇 登 |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 川 修 治

主 任 水 野 啓 太
主 事 木 村 俊 英

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第 1 一般質問

日程第 2 第25号議案 工事請負契約の締結について((仮称)海田公民館建設工事(建設))

日程第 3 第26号議案 工事請負契約の締結について((仮称)海田公民館建設工事(電気))

日程第 4 第27号議案 工事請負契約の締結について((仮称)海田公民館建設工事(機械))

日程第 5 第28号議案 海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 第29号議案 海田町国民保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 第30号議案 海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 第31号議案 海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 第32号議案 平成30年度海田町一般会計補正予算 (第 1 号)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影を許可しておりますので、御了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 9 に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）日程第 1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。4 番、大高下議員。

○4 番（大高下）4 番、大高下です。本日は 2 点について質問をいたします。

最初に、自治会、子ども会の加入促進について。地方の地域における活動の中核的な

役割を果たす組織として、自治会により大きな期待が寄せられています。しかしながら、自治会の現状は役員のなり手がなく、特定の人しか参加していない、役員が高齢化しているなど、自治会活動の担い手が不足しています。多くの方が大変危惧しておられます。子ども会も最近加入されない方が増えて困っておられます。

そこで質問ですが、1、町として自治会加入世帯と加入率の現状についてどのように分析し、その分析結果を行政として自治会加入促進の取組にどのように活かしていくのかお伺いします。2、子ども会についても同様のことをお伺いします。

2点目、公共施設の使用申請時期の見直しについて。平成28年6月定例議会で一般質問をした公共施設の使用申請書の提出時期の見直しについて、その後、どのような取組をなされたか、お尋ねします。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）大高下議員の質問に答弁いたします。

自治会、子ども会の加入促進についての質問でございます。1点目の自治会加入率の分析については平成28年度にアンケート調査を実施し、町全体の加入率は約7割となっております。自治会に加入しない理由として、加入しなくても困らない、自治会活動に関心がないといった回答が多かったことから、自治会の活動内容や問い合わせ先を記載した加入案内を転入者全員に配布するとともに、広報紙で自治会への加入を呼び掛けております。

2点目の子ども会については、地域より差はあるものの加入しない子どもたちもいることは把握しております。現時点において加入率の低下で運営が困難な状況とは認識しておりませんが、今後の状況は注視してまいります。

続きまして、公共施設の使用申請の提出時期の見直しについての質問でございます。使用申請の提出時期につきましては、平成29年6月議会、平成30年3月議会でも御質問をいただいております。これまで公共施設利用者へのアンケートを実施し、早期予約を希望する御意見もいただいております。今後、より多くの住民の皆様に使いやすい公共施設になるよう、近隣他団体の状況の研究や予約の適切な方法等を検討しているところでございます。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）それでは再質問いたします。

加入率のことなんですが、先日、総務文教委員会で、2年前なんですが、滋賀県の守

山市に県外調査に行ってみりました。そこはすごく自治会の支援活動が活発なところで、加入率としましては95パーセントの加入率を誇っていると、市としてね。それで、なぜ守山市は95パーセントなんですかと問い合わせたところ、特別なことはしていないけど、一つ目には窓口業務で本当に我が市は何としても自治会を支援していくんだという、行政は窓口で、是非入ってほしいという一押しをしているんだということがありました。そして、その窓口なんですけど、丁寧に自治会のことも言って、自治会長を紹介したりとか、そういうことまでしておりますということでした。

それで2点目は、住宅の開発業者や不動産会社にも協力をしていただいて、我が市としては自治会に重点を置いているという取組もなさっておられました。

3点目としては、自治会の受け皿があるというか、とにかく自治会を大切にしていこうというか、紹介したらそれを受けてくれる自治会がなっていくということで、ここの自治会は自主防災組織にしても100パーセントのところが結成、それだけ市を挙げて自治会を防災の面からも、していこうということでありました。

それで、今、回答をいただいたんですが、先日、うちの役場の窓口に行って、転入者の場合、自治会加入のことについてはどうされているんですかとお聞きしたところ、入って来られた人にこれを渡しておりますと。これ、12部あるんですね、いろいろ。ごみの出し方、これの中に8枚目ぐらいに自治会加入のお知らせとかあります。この程度じゃ、入らないんじゃないかという思いが、もっと窓口で初めて来た人に対して、我が町は今から防災もあるし、いろんな面で協力体制していきたいので、自治会を盛り上げていきたいから是非加入してくださいという一声がほしいと思うんですよ。それぐらいはすぐ改善できると思いますが、どうでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）本町における自治会加入促進策として、まず海田町に転入して来られた方に自治会に加入していただくように、転入者の方全員に自治会の活動とかいったものをお知らせしております。転入されて役場に来られたときに、住民課での手続きというのが、多少時間が必要となりますので、その間に幾つかのお知らせ情報をお渡しして、待っていただく間に、その内容を確認していただくということで効果があるのかなというふうには思います。ただ、ほかにもごみの出し方であるとか、そういったいろんな情報がありますので、その数ある情報の中で自治会にどのように関心を持っていてもらおうかというところが重要なんだろうと思います。

今後、執行部内での調整とはなりますけども、転入者の方にそういうお知らせを渡す中で、一言、自治会加入の促進案内も入っておりますので、是非一読くださいという一言を添えるといったことは、今後取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）住宅業者に対しての周知であったり、窓口の重要さということで一言かけていただきたいという問いがあったと思うんですけど、海田町としてはそのことに対してはどう思われますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）大高下議員の方からそういう不動産会社等に協力を得てという御提案もございました。いろいろな団体でいろいろな取組が行われております。そういう提案がございましたような、不動産業者の方にその住宅を決められる際に一言伝えてもらうといったようなこともございます。近隣の団体でもそういう取組も行われているところもございますので、そういったところは研究をしながら海田町に合った取組を考えていきたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）今回、この自治会のことを取り上げた一つとしまして、町長も海田町は防災でいくんだという中で、本当にこの自治会が大切であると強化してほしいということで、今回取り上げました。

先日、三次の取組ということでありましたので、ちょっと紹介したいと思います。三次市の取組ということで、職員を住民自治組織に派遣し、行政と地域のつなぎ役として活動させる三次市の地域応援隊が発足から5年目に入った。市職員が本来の業務をこなしながら、市内19地区を2年間担当する珍しい取組。市と地域の距離感が縮まったと評価する住民の声が出る一方、地域課題の解決には直接結びついていないという問題点も浮き彫りになっているということで、これは三次の取組なんですが、職員さんが5人でグループを組んで、ある自治会に対して応援というか相談する組織を立ち上げてやっていくという。

特に、私思うんですが、海田町の場合、職員の町内居住者が少ないし、そういう意味では、海田町のことが、あまり、電話等なんかで国信ですと言ってもピンとこない人もおったり、そういう意味では、このとおりじゃなしに、何人かのグループをこさえて、自治会と関わるような組織を立ち上げて何とか応援して、今からこれが柱になっていく

と思うんですね。職員も二十何パーセントしかおらん中で、どう自治会を育てるかいうたら、そういう意味ではみんなが体験というか、グループをこさえて、何とか困ったことがないか、そういう関わりを持つような組織をどうかなと思うんです。これは提案したいんですが、前向きな検討はしてもらえませんか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）本町におきましては、行政と各自治会の連携といたしますか、つながるパイプとして住民活動センターというのを設けております。こういった形で行政と自治会が連携をしていくかというのは、その地域地域でいろいろあろうかと思います。現在の体制がどうなのかという検証も含めて、いろんな方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）結論としましては、しっかりと自治会に危機感を持っていただいて、とにかく防災の町という面をしっかりとやっていただきたいというのが一つのメインです。

それと、2点目の子ども会については、問題提起という意味でいたしましたので、しっかり子ども会の動向についても行政としても見ていただきたい。一つは、子ども会に入らん人とかいうのは、いじめの問題にもつながったり、祭りだけ、子どもだけ参加して、親がああいうふうなので、不具合があったり、いろんな面があるので、子ども会も大事な組織ですので、そういう面ではしっかり注視して取り組んでいただきたいと思います。

それと最後の公共施設の申請の見直しですが、これもしっかり答弁のとおりお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（桑原）3番、富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。大きく1点についてお伺いいたします。障がい者福祉について。障がい者とは身体障がい、知的障がい、又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者と障害者基本法に記されており、日本には16人に1人、心身の機能に障がいを持つ人がいると言われていています。そして、心身のいろいろな条件により、社会の中でかなりの生きづらさがあること、障がいの原因がどこにあるのかといった考え方に、一つ目、障がい者が困難に直面するのは、その人に障がいがあるからであり、克服するのはその人とその家族の責任だという個人モデルとい

う考え方と、二つ目、社会の中で自由に生きる条件が整っていないことが障がいであり、それを取り除くのが社会の責務であるという社会モデルという考え方があり、障がい者の社会モデルは2006年に国連総会において採択された障害者の権利に関する条約に示され、日本は2014年にこれを批准しており、この考え方に基づく対応が法的にも求められています。

海田町では平成30年3月に、第5期海田町障がい福祉計画、第1期海田町障がい児福祉計画が策定され、様々な事業や施策に取り組まれています。町内に居住する障がいのある方へのアンケート調査の結果を見ると、経済的負担の軽減や地域住民などの障がいや障がい者への理解が、地域で暮らすために必要なこととして挙げられています。

そこで質問いたします。一つ目、経済的負担の軽減として、移動支援事業について、1か月の支給量の上限を60時間より増やしてはいかがでしょうか。二つ目、理解促進研修、啓発事業のこれまでの成果と、今後の展望はどのようになっているのでしょうか。三つ目、障がい者やその家族がお互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会など、自発的な活動への補助事業を行ってはいかがでしょうか。

また、2018年4月には、障害者雇用促進法が改正され、障がい者の法定雇用率が引き上げとなりました。海田町でも障がい者の雇用の促進を図ることを目的として、障がい者を対象とした職員採用募集をしてはいかがでしょうか。

新庁舎建設に併せて、保健センターの機能が新庁舎に移る予定ですが、現保健センター建物のその後の利用について、作業所カフェを作り、障がいを持った方が地域の方とふれあい、社会の中でいきいきと活躍できる環境づくりを進めてはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） 富永議員の質問に答弁いたします。障がい者福祉についての質問でございますが、1点目については、移動支援は社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に、移動中の介護を行うものでございますが、通勤や営業活動、通年から長期にわたる外出は対象外となっております。移動支援は、月60時間を上限としておりますが、上限を超える場合には重度訪問介護など他のサービスを併用し、60時間以内に収まるようお願いしているところでございます。しかしながら、障がい者が必要とされている支援は、人それぞれでございますので、特別な事情がある方については個別に対応してまいります。

2点目については、平成28年度には講演会、シンポジウムを開催し、平成29年度は障がい者が作成された絵画や陶芸などの展示を行いました。また、広報やホームページなどで啓発を行っており、引き続き、理解促進研修や啓発活動に努めてまいります。

3点目については、社会福祉協議会において高齢者や障がい者の介護をしている方を対象とした気晴らし会という交流会がございます。まずは、こうした既存の交流会を活用して、障がい者の家族同士の交流を深めていただきたいと考えております。障がい者とその家族を対象とした交流会は現在のところございませんが、新たな交流会など自発的な活動が行われる場合には支援を行いたいと考えております。

4点目については、平成22年度及び平成28年度から30年度の採用に当たり、身体障がい者を対象とした一般事務職の募集を行っており、平成22年度に1名採用しているところでございます。今後も職員の定数等を勘案しながら、引き続き障がい者を対象とした職員募集を行い、障がい者の雇用の促進を図ってまいりたいと考えております。

5点目については、作業所カフェは障がい者が調理や接客等を行うことで、就労の促進や地域との交流などの効果が期待できるものでございます。作業所カフェの多くは社会福祉法人やNPO法人により運営されており、就労継続支援などの福祉サービスとして行われているものでございますが、現時点では町内の開設に向けた動きを把握しておりません。作業所カフェの開設に向けて動きがありましたら、町としても対応を検討してまいります。

移動支援の答弁において、通年から長期と答弁いたしましたが、通年かつ長期と訂正してお詫び申し上げます。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 再質問をいたします。まず一つ目の移動支援についてですが、月60時間上限としておりますとあるんですけども、まずこの60時間となった根拠は何なんですか。

○議長（桑原） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（日高） 制度設立当時に近隣市町と協議を行い、60時間と定めたものでございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） それはニーズに合ったものが60時間ということで検討されたということでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（日高）ニーズを把握して60時間と定めたものでございます。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）もう少し増やしてほしいとおっしゃられた働くお母様なんですけれども、多分、この60時間を決めたときにはそのニーズに合っていたのかもしれないと思うんですけれども、今、働く女性が増えていって、これでは足りないということで60時間をオーバーして申請されて、多いときで10時間オーバーして、それは自己負担ということで経済的に負担されているということなんですね。そしたら、ニーズが今少し変わってきている。そのお母さんいわく、今、障がい児を抱えているお母さんたち、働いているお母さんが、これから学校を卒業して、障がい児に対しての通所支援とかそういったことは充実しているというお話はされていたんですけれども、その後、卒業してからの支援というのが大人になってからの方が長いので、先行きが見えないその負担というのをすぐおっしゃられていまして、多分これから障がい児が学校を出ていって、働いているお母様方が今後困っていくんじゃないかというお話もされておりました。その辺のニーズを考えたときに見直していくというのは必要じゃないかと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（日高）確かに月60時間の上限を使われている方がいらっしゃいます。ただ、多くの方につきましては、60時間まで利用していないことから、全員の上限時間60時間を増やす方向では考えておりません。ただ、実際に60時間利用されている方がいらっしゃることから、その方については個別対応として上限について特例を検討したいというふうに考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）一度、その方が役場の方で相談をされたときに、海田町は上限数が少ないんですよとおっしゃられていたこともあって、それを検討していただけるんなら、そのお母さんもこれから経済負担が少しは軽くなるんだと思うんです。

いろいろ近隣市町を調べてみますと、熊野町とかは50時間だったり、府中は60時間だったり、同じくらいだったりするんですけど、広島市は80時間ありますし、呉市は70時間、近隣といっても広島市は横ですけれども、80時間まで上限がありますので、そういったニーズを考えたら、これからこの時間というのは、個別も大切ですけども、検討し

ていただくことも必要では、時間数を増やしていくということは考えるべきではないか
と思います。

一つ例を挙げると、松江市が上限は基本的にはニーズが少ない人もいるから30時間と
いうふうに決めています。ただ、必要な方にはプラス30時間で60時間、そしてそれ以上
に必要な方は計画を出して行って、審議会にかけてそれに対応していくというふうに表
記されていますので、こういったやり方もあると思うので、いろんなやり方を検討しな
がら増やしていただけたらなと思います。

2点目の啓発活動ですけれども、これもやはり、海田町がすごく障がい者にとって住
みにくいとおっしゃってなくて、職員さんもととてもやさしくて丁寧なんですけれども、
中々思っていることは言えないというのがあるのと、どうしても町にいと、障がい者
に対しての理解が中々ないなと感じることもあるとおっしゃっている方も実際いらっ
しゃいまして、しっかり啓発活動は行っていただきたいんですけど、この講演会、シン
ポジウムって、これは何人ぐらい入場者がいらっしゃったんでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（日高）講演会、シンポジウムの参加者は56名でした。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）平成30年度は何か予定はされているんでしょうか。こういった講演会とか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（日高）今年度につきましては、まだ決まっておりませんが、過去実施し
たものは県や障害関係団体と共同して行ったものでございます。今年度もそういった団
体と共同して行う方向で考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）通告書にはちょっと書いてないんですけど、一つ提案として、リボンキャ
ンペーンってよくあるんです。海田町でもオレンジリボンとかを付けたら、日本障害者
協議会が提供してまして、障害者権利条約の批准推進と、障がいのある人の社会参加
の推進を目指すシンボルマークとしてイエローリボンというのが、あつまだ知らないで
すか、あるんですけども、そういったのをみんながつけると、知らない方とかでも目
につくと、障がい者の何かあるのかなと、目につくと思うので、そういった啓発活動と
かもできると思うんですけども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長

○福祉保健部長（湯木）議員さんが御提案をいただいたことについては、よくこちらの方でも研究して検討していきたいと思います。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）3点目の交流会のことなんですけれども、答弁の高齢者や障がい者の介護をしている方を対象とした気晴らし会という交流会がございますとあるんですけれども、今の若いお母さんとかは多分知らない方が多いんだと思うんですけれども、そういったお知らせというのはきちんと皆さんにされているのでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（日高）こちらの気晴らし会というのは社会福祉協議会が行っておりまして、社会福祉協議会の広報などで周知の方を行っております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）実際、数名のお母様なんですけれども、何かあまり知らないとおっしゃられているので、お知らせするのも大切なんですけれども、多分、同じような思いを抱えた方が集まる交流会というのは必要、何だろう、同じぐらいの、同じ感覚の人たちがお友達じゃないですけど、その人たちが声を掛けあって集まる交流会というのは自発的活動としては必要だと思うんですけれども、交野市さんのホームページで見つけたのが、補助金を年間、例えば3万とか5万とかを作って、こういった交流会をできますよ、自発的活動できますよというふうに、ホームページで案内されているんですね。こういった補助金を作っていくとかというお考えはないのでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（日高）交流会などの自発的な活動が行われる場合につきましては、支援の方を行っていきたいと考えておりますが、その支援の方法につきましては、今、お話のありました補助金を交付する方法と社会福祉団体に委託して支援を行っていただく方法がございまして、内容については今後の検討課題というふうに考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）社会福祉のその団体に頼むというのもいいんですけれども、多分、身近に気軽に交流会というのを設けてやりたいという声も挙がっているんですね。さっきも言った障がい児の子どもが学校を卒業した後に、不安を抱えているお母様というのは多くいらっしゃるって、そういう悩みを分かち合うという場というのはとても必要、気軽にそれができるという場は必要だと思うので、補助金の方を中心に考えていただけたらと

思います。

職員募集のことなんですけれども、平成22年度、28年度、30年度の採用に当たり募集したところで、22年に一度1名採用したとあるんですけど、それ以外は募集がなかったということなんですか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）23年から27年の間は募集いたしておりませんが、28年から30年度につきましては募集はいたしております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）応募がなかったということなんですか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）これにつきましては、実際には28年度には応募がございましたが、それ以外のときは応募はあったんですが、最終的に採用までは至らなかったということです。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）応募があったというのは何件ぐらいあったんでしょう。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）まず、29年のときが1人でございまして、30年のときが4人ということ、30年といいますのが、30年度4月1日採用という意味での30年という意味でございします。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）その4人いらっしゃった中で、条件が合わなかったから採用しなかったということなんですか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）条件ということではなくて、実際に仕事をしていただく海田町のいろんな事務をしていただくんですが、実際に事務をしていただくに当たってはちょっと総合的に考えて、ちょっと難しい面があったということで判断したものでございます。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）デリケートな問題かもしれないんですけど、具体的にどういったことが合わなくて採用されなかったんですか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）具体的な内容につきましては、差し控えさせていただきたいのですが、やはり、実際に仕事をする上では最終的な判断として難しいというふうに考えたということでございます。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）じゃ、その4人の中の知的障がい、身体障がい、どの分類で4人いらっしゃったんでしょうか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）具体的にその内訳等も差し控えさせていただきますが、あくまでも身体障がい者の方ということでございます。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）例えば、職場がその方にとって、障がいがあるから、例えば動きにくいとかエレベーターがないとか、そういったことで採用ができないのであれば、それは社会の障がいだと思いますので、それを排除するというか、それを緩和していったって、みんなが働ける環境というのは整えていくべきだし、庁舎とかそういった公の場で障がいの方が働いていたりすることによって、職員の方も障がい者への接し方とかもいろいろ見えてくるものがあると思うんですよね。それはやっぱり机上ではなくて実際体験して一緒に働いていくことで見えることはたくさんあると思うので、もしその原因が役場の施設の不備であるのならば、そこは解消していただきたいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）当然、移動に関してこちらは配慮すべきでございますので、そういうことが原因ではございません。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）これからも引き続き、職員の募集をお願いいたします。

最後の作業所カフェですけれども、これ、まだ庁舎が移転にはなっていないので、提案ということで出させていただいたんです。町外の方ですけれども、作業所をやりたいという方もいらっしゃいますし、何かNPOでフードバンクを立ち上げて、それをいろいろつなげていきたいという方もいらっしゃいますので、そういった方たちとの話を進めていきながら、障がい者の方が交流できる場というのは設けていただきたいなと思うんですけれども、これはちょっとずつこう機能が変わるときに、ここの活用法について

の検討はしていただけるということによろしいでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）現在のような保健センターの新庁舎移転後の活用についてでございますが、現在では具体的な活用方法というのはございませんが、新しい公民館が建ちまして、新たな人の流れ等が変わりますので、その中で保健センターの跡地の利用という面については総合的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）私のピアノの生徒さんで、今大学生になったんですけれども、お姉ちゃんが知的障がいの方がいらっしゃってて、希望の大学に入って、サークルとかどうするのという話をしたときに、早く帰れるサークルに入るとかって、家に早く帰るとか言っているんで、せっかく大学生になって今からもっともっと希望もいっぱいあるんだし、いろんなことをやったらという話をしたときに、お母さんがお姉ちゃんを見ていくのに時間的にも大変だと言っていて、だから、お父さんとお母さんは自由に生きていいよと言うんですけれども、私はやっぱりそこは責任を負わなきゃいけないというふうに話しているのを聞いたことがあるんですね。そのときに、社会がもう少し一緒になって障がい者を支えるというのを作っていかないと、将来の希望のある子どもたちがそういった発言をするというのはちょっと切ないなという思いがありましたので、是非社会の障害を取り除いて、みんなが同じように暮らしていける環境づくりを進めていけたらいいなと思います。

以上です。終わります。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）5番、大江です。今日は3点について質問させていただきます。

まず1点目、中学校給食について。中学校給食についてこれまでに何度か一般質問をさせていただきましたが、その度に教育委員会は、現在、社会において働くお母さん方や子どもの貧困問題などが挙げられているが、まだお弁当を作ってあげたいという親の声があり、親が作る愛情弁当がよいということで中学校給食に対して消極的でした。

しかし、昨年12月議会でやるのならデリバリーを除いての方法でと言われていた教育委員会が、デリバリー方式でのアンケートを取ると意思表示されました。前教育長的时候に、この方法でアンケートを実施するとなっていた経緯があったので、現教育委員会に引き継がれたかと思います。以前、答弁されたデリバリー方式ありきのアンケート

は、この4月、小学校5、6年生と中学校1、2年生とその保護者に向けて取られました。事前に総務文教委員会でアンケートの説明と、中学校デリバリー給食実施検討スケジュールを示されましたが、以前のデリバリー給食を3年半でやめた経緯があるのに、なぜやるのか。子どもにとって自校方式が一番いいのではないかなどの意見も出ました。

しかし、教育委員会は経費が安価で早期導入が可能で、少しでも貧困家庭や保護者への負担軽減、食育の面からでもこの方法だと答えられました。デリバリー方式で30パーセントから18パーセントにまで落ち込み、税金投入の問題で公平性に欠けるといって取りやめたのに、同じようになる可能性があると思うが、そのときはどうするかの質問に、18パーセントを下回ってもしていく、同じ轍は踏まないと、学校教育課長の答弁がありました。契約の方法、申し込み方法などがまだ具体的に定まっておらず、22市町のアンケートを基に、デリバリーありきで出発したように見受けられます。

委員会での答弁では、デリバリー方式で行くとのことでしたが、翌日の新聞には結果や議会などの意見を踏まえ、7月末には導入の可否を決める方針と載っており、導入の場合、来年度の実施を想定するとなっていました。総務文教委員会での教育委員会答弁と新聞紙上での整合性が取れません。また、議会などの意見を踏まえとありますが、実施検討スケジュールの中に全議員との協議日程が示されていません。いつ議会の意見を聞かれるおつもりですか。

この度熊野へ中学校方式のデリバリー方式の視察に行き、経緯や導入時の経費、ランニングコストなどについて話を伺い、試食もさせていただきました。リフト建設にかなりの費用が掛かり、利用率25パーセント、170人程度を想定しての経費は約1億4,876万1,000円掛かっています。ランニングコストは保護者負担分を入れて委託料1億853万80円、そのうち保護者負担分5,600万円、事業費29万3,592円、これは破損で生じた容器購入です。申し込み者増のための容器補充10万3,860円、3月に保冷剤購入費52万500円など、アンケートでは40パーセントと予測していたのが18パーセントからの出発で、1食当たり955円掛かり、35パーセントのあった29年度は1食当たり656円になったそうです。親負担は300円だそうです。ですから、最初の18パーセントのときには655円、行政の負担、35パーセントのときには656円ですから、356円の負担になります。

いろいろ総合的に考えると、将来的には自校方式の方が安く上がるのではないですか。この頃の天候は寒暖の差が激しく、夏は暑く、冬は極端に寒いなど、それに対応できるのはやはり自校方式だと思います。以前、自校でする場合、海田中学校で3億、西中学

校で1.5億掛かると言われ、ランニングコストは5,000万円必要だと言われました。将来的な計算をしてみてください。安価で早期導入が可能ということですが、そう安価でもありません。デリバリーに飛びついていいものでしょうか。

アンケート結果を踏まえ、総合的に判断すると教育委員会は答えています。デリバリー方式のアンケートだけでなく、自由欄の意見を十分に取り入れてまとめの結果を出してほしいものです。

そこで質問をさせていただきます。一つ、中学校給食についていつ議会と協議をするのですか。2点目、デリバリーでのアンケート調査でどの程度の要望がありましたか。児童、生徒、保護者それぞれ。3点目、何パーセントぐらいの申し込みがあると思いますか。4点目、委託契約の方法はどのように考えられていますか。5点目、熊野町ではプロポーザル方式で応募したようですが、海田町は、これはあくまでも参考にお聞きます。6点目、教育委員会としてデリバリー方式の方向での動きですが、もし保護者から自校方式の希望が多かった場合、どのような方向づけをされるのですか。今から未来を担う子どもたちのために自校給食を考える気はないですか。

大きく2点目、道路不具合通報アプリについて。4月の中国新聞に福山市で20日から無料アプリ「撮ローズ」を使用し、GPS機能を活かした迅速な状況把握や補修につながる仕組みを導入したと載っていました。道路の陥没やガードレールの破損、倒木による通行不可、マンホールから水があふれているなどをスマホで撮影し、それをGPS機能で位置を地図上に落とし、送信すれば市に届き、対応した結果をメールで報告する仕組みです。

我が町でも住民からよく不具合の連絡をもらうことが多く、その都度現場へ行き、写真を撮ったりして情報を知らせていますが、この方法だと町内の住民が気付いて、すぐに情報を流すことが可能で、町の方も二度足を踏まなく効率よく仕事ができるのではないかと思います。15年より相模原市や宇部市が運用を始めています。我が町でも取り入れる価値は十分あると思うのですが、考えてみる気はありませんか。運営経費がシステム管理などで約220万円とのことですが。

大きく3点目、区画整理後の駅前開発について。駅前の区画整理が終わり、大型店が福山から来ることになり、説明会に参加しましたが、そのときに町内の事業者の方が店舗について安芸商工会へ説明があったのかの問いに、JRの不動産部分、店舗担当者の方から安芸商工会へは話を持っていないと言われました。住民の中から、区画整

理には町の税金がたくさん使われているのにそれはおかしいとの質問がありました。担当者は今までにつながりのある貢献されてきたところをお願いしたとの答えでしたが、1件でも2件でも応募のチャンスをいただくことはできなかったのでしょうか。

以前、町長は駅前には民間に任せて町の活性化を図ると言われましたが、大型店ができることは駅前が賑やかかかもしれません、多額の税金が区画整理に投入されているにもかかわらず、商工会に全く話を持っていかなかったのはおかしくないですか。町長として町の業者にテナントへ入る機会をJR側へ働き掛けるべきだったのではないですか。保育園の交渉ができていますので、機会はあったと思います。この件の対応をお聞かせください。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大江議員の質問の1点目については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

道路不具合通報アプリについての質問でございますが、本町のネットワークシステムとの連携性や行政区域のコンパクトな町で、アプリを導入した場合の費用対効果など、本町におけるアプリの有効性について検討を進めてまいります。

次に、区画整理後の駅前開発についての質問でございますが、町としましては町内業者がテナントとして入れるよう、直接開発業者に働き掛けることはいたしません、広島安芸商工会をはじめ、町内に開発業者についてお問い合わせいただいた方に開発業者を紹介し、直接話し合いをする機会を設けさせていただきました。入居者の選定については開発業者において事業展開を検討する中で判断されたものと考えております。

それでは、1点目については教育委員会から答弁いたします。

失礼いたしました。広島安芸商工会をはじめ、町内に開発業者と申し上げましたが、本町に開発業者に訂正させていただきます。おわび申し上げます。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）大江議員の質問に答弁いたします。中学校給食についての質問でございますが、1点目については、現在、児童、生徒、保護者へのアンケートの調査を終え、その結果を基に中学校給食の方向性について教育委員会内で協議しております。7月末までには議員の皆様へ報告を行い、方針を決定したいと考えております。

2点目については、アンケート調査によると、デリバリー方式での給食が開始された

場合、利用すると回答した割合は、児童、生徒は小学校 5、6 年生 34.4 パーセント、中学 1、2 年生 28.8 パーセント、児童、生徒合計で 32.0 パーセントでございました。保護者は、小学 5、6 年生保護者 50.2 パーセント、中学 1、2 年生保護者 40.4 パーセント、保護者合計で 46.1 パーセントでございました。

3 点目については、特に数値は設定しておりませんが、今回の児童、生徒、保護者アンケートや県内各市町の現状から考え、35 から 45 パーセント程度になるものと想定しております。

4 点目については、申込数に関わりなく、費用が変わらない一括契約や申し込み数により費用が増減する単価契約等、複数の方法がありますので、デリバリー方式の給食を実施するとした場合、他市町の実態や業者との個別の協議等により、申し込み数を高める方法で進めていきたいと考えております。

5 点目については、これについてもデリバリー方式の給食を実施するとした場合、他市町の実態や業者との個別の協議等により、もっとも本町の実態に合う方法を検討していきたいと考えています。

6 点目については、今後も保護者の皆様の声を大切し、その時々状況を鑑み、総合的に判断していきたいと考えています。

7 点目については、これまでの議会で答弁してきましたように、昨年度、現在 22 市町に対して行った調査や 3 市町への直接の聞き取りから、本町において中学校給食を導入する場合、栄養価が計算された給食の提供が可能な点、貧困対策や子育て世帯の負担軽減のための早急な対応が可能である点、多様な選択性があるというメリット等から考え、実施するとすればデリバリー方式という方針はこれまでと変わっておりません。

○議長（桑原）大江議員。

○5 番（大江）先ほど言いましたが、この 3 年の間に教育長が 3 人替わられております。

1 人目の教育長のときはこのデリバリー方式は前失敗をしていますので、これは除外ですということをはっきり言われました。2 人目の教育長は初めはしないということでしたけども、デリバリー方式ということで決定されました。現教育長のこのデリバリー方式についての、私的というんですか、教育長としての考え方はいかがでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですけど、お願いします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）これまでの経緯をいろいろ踏まえますと、中学校給食を実施するとな

ると、デリバリー方式がいいのではないかと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）なんでもデリバリー方式がいいということでしたけども、デリバリー方式が安いと言われますけども、実際にある県では、福岡県の太宰府ではずっとそういう調査をやっております。設備費には確かに掛かりますが、その後の委託費は一定していますので、調理員を雇ったりしていますから、それは安くなっています。しかも、昨日、ほかの議員が質問されましたように、その設備費の建物等においては国から2分の1補助が出るという話でした。そうすると、海田中学校で3億掛かるところは約1億5,000万、西中は1.5億ですから7,250万ぐらいの設備費で自校給食ができるのではないのでしょうか。

それと、その後にずっと瞬間的な、一、二年の計算ではなくて、将来的な子どもの数、いろんなものを鑑みて、ずっと統計的なものを教育委員会として出されたのかどうか。瞬間的に22市町の話聞いて、これなら安いという瞬間的な話だけではなく、1年後、2年後、3年後、4年後、5年後、トータルで20年間のランニングコスト、いろんな面を考えて、例えば自校方式、センター方式、デリバリー方式、しかもデリバリーでもいろんな方法があります。それらあらゆるものを計算してこのデリバリー方式でされているのかどうか、そこをお聞きします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）デリバリー給食の検討に当たって、財政面だけの理由というふうにはまず議員がおっしゃられましたが、財政面の理由のほかにも早期に対応できる、貧困対策や保護者の負担軽減という面で、早期に対応できるという面も考慮したものでございます。そういったものを総合的に考え、実施するとすればデリバリーというふうに今教育委員会としては方針を定めているものでございます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それともう一つ、補助金のところで2分の1というところでの補足の答弁をさせていただきますが、下岡議員さんの答弁でもございましたが、補助率2分の1の学校施設環境改善交付金の活用が可能ではございますが、そちらには補助単価、補助面積というところの制限が掛かりまして、実質的には事業費の1割程度の交付金となっているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今、課長が貧困対策とおっしゃったんですが、世帯の負担軽減、でも、実際アンケートを取りましたら、保護者よりも子どもの方がデリバリーを望んでいないというアンケート結果が出ていますよね。子どもは弁当、親は大変だからもう給食がいい。そのところはどのようにお考えですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今回実施したアンケートで、子どもの方がデリバリーを利用したくないという理由としましては、まず1番に、家の人の手づくり弁当が食べたいということがございました。更に、小学校と同じような給食が食べたいというのがその次の理由でございました。これは中学校においても第1位の利用したくない理由が親の手づくり弁当が食べたいというところでもございました。子どもの思いとしてはデリバリーを利用したくないというところに対して、小中学生、ほぼ同様の考えを持っているようでございます。保護者の方の利用したくないという理由につきましては、まず1番として、子どもが利用することを望んでいないというところが先ほど議員がおっしゃったとおりございました。更に、弁当を、そのほかの子にも作る、そのほかの家族にも作る用があるので、弁当を一つ作るのも複数作るのも同様な手間だという回答もございました。かなり、保護者と子どもの方の間で思いが離れている、乖離しているところがございますけれども、やはり中にはお弁当を一つ作るのが大変負担だという御意見もあると考えておりますので、子育て世帯の負担軽減という観点からそういった方々に対して対応するためにも実施するとすればデリバリーという方式には変わってはございません。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）先ほどの貧困対策で早急な対応、それは分かりますが、貧困対策といってもこの貧困の方がこのデリバリーの弁当を注文するとは限りませんよね。だって、各自申し込みの形になる訳ですから、そういう家庭が申し込まないということはある得とは思いますが、そうすると、この貧困対策の全体部分にはちょっと納得できないんですけども、どうでしょう。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）議員が今おっしゃったとおり、確かに貧困対策ということで、こちらが対象としている方々が申し込まなかったら、当初のこちらの目的、思いは達成できないものと考えておりますが、より1人でも多くの方が申し込んでいただけるような体制を、もしデリバリー給食を実施するとすればとっていきたいというふうに考えてお

ります。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）その少しでも利用できるような対策をと、どのように考えられていますか。お答えください。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）前回、デリバリー給食を中止した経緯としまして、昨日も答弁しましたが、温かくないとか申し込みが長期にわたって申し込みにくいと、様々な御意見がございました。申し込みの仕方であるとか、料理そのものの味や温かさ、また男子生徒と女子生徒の間の量の調整が難しい、おかわりができるかできないか、そういったものも含めて細かいところまで前回の課題であったところが解決できるような取組をすれば、申し込み率を高めることができるんじゃないかと今考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）では、前回の反省部分の出たところの改善ということで、具体的にどのくらい前に申し込むとか、温かくするためにはどういう方法をとるとか、男子と女子の量の加減もどういうふうにするかという具体的な案は出ていないんですね。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、議員がおっしゃられた具体的なことに関しましては、各業者によってできることとできないこと、また同じことをお願いしたとしてもやる方法等が異なってくると思います。今後、デリバリー給食を実施するとすれば、決定した段階で業者とそのあたりは協議をし、より1人でも多くの児童、生徒、多くの家庭が申し込めるように対応していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）では、より多くの方が申し込むとおっしゃいましたが、100パーセント申し込んだらどうされるんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）仮定の話になりますが、100パーセント申し込まれたらということなんですが、100パーセント申し込み率があれば全ての方には対応できるものと思いますが、それについてあくまでも仮定の話ですので、100パーセントになったときにどうするかということについては、現在では回答を差し控えさせていただきます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）前回、申し込み者が少なくて、税金の、要するに不公平が感じるということを取りやめになったと思います。ここで、熊野町の分で計算させていただいたんですけども、先ほど、海田町は35から45パーセントの申し込み者を想定しております。熊野町の分の35パーセントのところで町負担が300円ですから、1食当たりここ656円となっています。ですから、356円町が負担しています。その計算で356円掛ける海田町の中学生の人口35パーセントを掛けましたら、9万1,136円です。ですから、35パーセントの256人が1食とるとこの9万1,136円のお金が要ということです。次に45パーセントにしましたら、やはり今度は中学生の人数が約730人ですね。それに45パーセントを掛けますと、329人ですから10万7,124円がこの329人が1回のデリバリーをしたときに町の負担がこれだけになります。これを計算しまして、約20日計算としたときに、200日、学校200日もないかも分かりませんが、そうした場合、35パーセント、それから45パーセント、100パーセント、計算しましたら、5,200万掛かるんですよ。26万730人、これ全体ですね。そうすると、やはり自校給食でも経費が5,000万掛かると言われていたので、一層自校給食にして軽減がないように、申し込みによって増えたり減ったりとかそういう安定性のないものよりも、自校方式でやっても経費は掛かりますけども、設備経費には。このほかにはそこまでのあまり違いはないのではないかと思いますけど、いかがですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、熊野町の契約を例にして議員がおっしゃられましたが、契約の方法には一括契約もあり、単価契約等もあるというふうに聞いております。また、その契約の仕方によって申し込み率によって、同じ申し込み率でも公費負担が変わってくるというふうにも確認しております。実施するとすればどの方法で実施するかということはまだ確定はしていませんが、様々な業者と協議をし、一番最も適切な方法で考えていきたいと思っているのがまず1点でございます。

もう1点、財政面の理由で、長期展望で考えればということをおっしゃられましたが、何度も答弁しておりますが、財政面の理由でなく、貧困や子育て世帯の負担軽減で、早期に対応できるというメリットも考えております。また、選択の多様性ということで今回のアンケートの中にも親の弁当が食べたい、親としても弁当を作るのがそう労力ではないという方もありました。親も弁当を作りたいというところもある、子どもも親の弁当が食べたいというところもあるということを考えると、そういった家庭の思いも大事

にするという点では、現在ではこの選択性デリバリーを実施するとすれば取り組んでいくという方法で教育委員会は考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）親も弁当を作ってあげたいというけれども、高校に行ったら必然的に弁当づくりは始まるんです。自校給食をしていますが、保育所のように、例えば月に1回弁当の日を作るとか、そういう方法もある訳です。だから、今先ほど言われたように、親の負担軽減、貧困家庭、食育、それらを踏まえたときに、今言っていること少し矛盾ないですか。親の負担軽減ですよ。それと、貧困家庭。貧困家庭といっても申し込まないところもあるかも分からない。それらを完全にしようと思ったときに、デリバリー方式というのは、よほどこのデリバリー方式を考えないと、同じ轍を踏むんじゃないんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）議員、御指摘の様々な課題があろうかと思いますが、貧困対策と申しますのは、いろんな観点からの貧困対策でございまして、貧しいというのは経済的な面もありましょうけど、それだけではなく栄養バランスが取れたものを本当に食しているかというような観点からしますと、そういう栄養バランスが取れたものを提供するという機会を設ける、そういった余地を持たすということは非常に大事なことで思っております。

また、保護者の負担軽減ですけども、少子高齢化の中で子育て世代への支援というのは当然大事なことで思っています。そういった際に、お弁当を毎日作るというようなことに対して、多少、難しさを感じている保護者もおろうかと思えます。そういったときに、デリバリー給食という選択の余地があると、利用してみようといったことも一つのデリバリー方式を選択する方式として適切じゃないかと考えています。

また、申し込み率を高めるということに関しますと、子どもと保護者の思いに違いがありますけども、そういった点、メニューの改善でありますとか、申し込み方法のこれまでとは違う期間の申し込み、そういった点を十分考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）国は第3次食育推進基本計画で2020年度までに、公立中学校の給食実施率

を90パーセント以上にすることが目標となっています。子どもの食生活の格差を改善する観点から学校給食実施率の目標達成が急がれる。先ほど、教育長言われました。栄養バランスの観点で考えるんだったら、はっきり言いますと、全員デリバリーされたらどうですか。全員をですね。自校給食に近いではないですか。全員をデリバリー方式にやられて、そうすると、栄養バランスの観点から食育の教育もみんな全員が同じようなものを食べて、そういう教育もなってくると思うんですけども。極端な言い方ですけども、そういう方法もあるんじゃないですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、議員が御提案していただきました全員デリバリーという方式ですけども、現時点では先ほども答弁しましたように、お弁当を作りたいというそういった方の思いも含めて、選択の多様性という点では、実施するとすれば選択性のデリバリーを今は実施したいというふうに考えております。ただ、全員デリバリーという方式もあるということも自分たちの方も把握しておりますので、今後こういった方法についても様々な調査研究等はしてまいります、現時点では選択性デリバリーという方式には変わりはありません。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）選択性デリバリー、先ほど言われました教育長、貧困だけでなく食育の分、弁当を作りたい。だったら、そのデリバリー給食の中に弁当の日をつくれればいいじゃないですか。いろんな考え方があるじゃないですか。親が弁当を作りたいから、それはその日を作ればいいじゃないですか。まず、もっとそういうところに教育委員会、研究が足りないんじゃないんですか。デリバリー方式に持っていく前にいろんな案を考えた上で、その上で総務文教委員会でも説明をされるのは結構ですが、デリバリーありき、ただまだ具体的な何も案のないままに、これでアンケートを取ります、おかしくないですか。22市町だけでなく、全国いろんなところでいろんなやり方をやっています。だから、それこそ井の中の蛙じゃないですが、近隣も大事ですけども、もっとほかにも目を向けて、どういう方法でやっているのか、もっと研究する必要があると思うんですが、その研究の方はどのようになさっていますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、議員が御指摘されました、我々もこれまでに県内22市町、又は県外の情報等も幾つか集めて調査研究をし、案を立ててきたつもりでございしますが、

まだまだ十分でないところもあるという御指摘でございますので、今後、給食を実施するとすれば、より良いデリバリー方式を実施するために更に調査研究を進め、様々な案を提示していきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）議員に報告ですね、ここに。7月末までには議員の皆様へ報告を行い、方針を決定したい。この議員の皆様に報告ということは調査研究の段階での報告でしょうか。決定したときの報告ですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）教育委員会としてまず方針を定め、それを町長、副町長へ報告した後、教育委員会としてこのように実施していきたいということを議員の皆様に報告していきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）その報告のときに、議員からこういう方法もあるよ、こういう方法もあるよという案も出ると思うんですよね。ですから、決定するという事自体はおかしくないですか。ひょっとして議員が予算を否決されたらどうするんですか。その場合はどうするのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）議員の皆さんへの報告の際には、更に調査研究を進め、議員の皆さんにより御理解をいただける方針を説明していきたいというふうに思っております。また、その際にはいろいろと御教示していただけるものと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）御理解をいただくといっても、例えばそれ以上にいい案が議員の方から出た場合は、やはりそれは考えるべきだと思うんですが、決定する前、やはり議員にかけたらいかがですか。ある程度の案ができた段階で。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）まず、方針を定めていかないと、議員の皆様に対しても大変失礼になるかと思えます。教育委員会としての方針を定めて、この方向でやっていきたいんだということを提示した上で、様々な御意見を頂戴したいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）デリバリーで数が少なくなってもします、同じ轍は踏みませんと、そういうふうにおっしゃいましたが、本当に、例えば1桁になったりとか、仮にですよ、なくてもデリバリー給食は続けるおつもりですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）仮定の話で更に細かい数字のところについて明言はできませんが、総務文教委員会で私が答弁した先ほどのことだと思います。前回、中止した轍は踏まない、低い数字だとしても貧困対策や子育て世帯の負担軽減のために、実施するとすればデリバリーを実施していくために、今誠心誠意一生懸命取り組んでいるところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）では、デリバリーを申し込んでいない方に対して税金の不平等というんですか、デリバリーを申し込んだ方には町の負担金がかかり入りますが、そのことについてはどのように説明をされますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今回、申し込まない方についての公費の投入がない、申し込まれた方には公費の負担があるというところの議論も教育委員会内で行いました。ただ、今回は、先ほど教育長も答弁しましたように、貧困対策、そして子育て世帯の負担軽減という観点の方をより重視してこのような考えを持ったものでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）もし住民からそういう不満が出た場合、どうされるんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）保護者の方、住民の皆様の声についてはそのときそのときで真摯に対応していきたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今までの話を聞きましたら、全部教育委員会の中だけの話のような気がしますが、これは給食の、例えばほかの委員、有志とか、そういう審議会というのは開かれなかったのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）審議会というものは今回は開いておりません。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）なぜ、例えば教育委員とかを入れて、外部の意見を取り入れていないんですか。教育委員会だけでしたら、それこそ凝り固まったら変ですけども、いろんな行政というのを関わりの中で、どうしても固まってしまう場面があります。ほかの外部の委員も入れて、話し合っただけのことが必要ではないですか。今、学校が隠蔽しているというように、教育委員会もその中でごそごそと話し合いをやっているんじゃないですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）教育委員の皆さんには教育委員会会議で途中経過とか、このような方針とか、今回のアンケートについてもその都度説明をさせていただいております。それ以外の方に諮っていないというところはございますが、教育委員会の中で内部だけの議論にとどまらないように、周りからの情報も集めて総合的に判断し、現在の方向性になった訳でございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今の教育委員には御説明をしていますというけども、以前、教育委員会の会議に傍聴させていただきました。一方的で教育委員からの提案とかそういう話はあまり聞かれなかったんですが、そのとき。ですから、これは教育委員の皆さんが集まって、町長が集められて、その中で話し合いをされるんなら分かるんですけど、ただ結果的なものの報告だけでは意見というのはそう出ないんじゃないですか。集めて一緒に話し合いということはしていないんでしょう。いかがですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）教育委員の皆さんには、定例の教育委員会会議の中で報告をさせていただいております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）ちょっとお聞きしたいんですが、定例の教育委員会会議というのは年に何回開かれていますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）毎月1回実施しております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）議員の多くは自校方式を求めています。この中にデリバリーもありますけども、このデリバリーで学校が行うということに関して、やはりいろいろ調査して、全部の子どもたちが栄養とか食事、同じものが食べられるような方式を考えていただきたい

と思います。ですから、もっともっとほかの市町、ほかの県を見て、研究の必要性があると思いますので、もっと研究をしてください。

道路不具合通報アプリについてですが、先日、道路が陥没で事故があったりとかありましたけども、この道路通報アプリに関しますと、直接、住民からいろんなところの目が届いて、情報が入ってきます。ここではアプリの有効性について検討を進めてまいりますと書いてますけども、もうこれは以前ほかの議員が質問をして検討しますという答えが返っていたということなんですが、もう大分になってもまだ検討でしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）平成28年3月定例会で御質問をいただいて検討するとお答えさせていただきました。その後、平成29年度から庁舎内のネットワークがよりセキュリティーに強くするような形でネットワークシステムが変わりました。そのネットワークシステムと今回のアプリとの連携性というのをできるだけ多機能で便利がよく事務効率が図れるような形で検討する必要があるので、今現在もまだ検討させていただいているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）いつまで検討されるおつもりでしょうか、これ。検討というんですけども、大体、どういう状態ということは分かっていますよね。ネットワークでそのアプリとの連携性をどうするかということ。そうすると、どうすればそういうことができるということがある程度分かっていると思うんですけども、それを更にまた検討されるんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）そのネットワークの連携性というのが、例えば道路だけであるとか、カーブミラーであったり、防犯灯であったり、いろいろな施設に対応できるのか、またその福山さんの事例で言えば、通報された状況を相手方に回答するというアプリによってもいろいろな機能がございます。その機能が増えれば増えるだけ年間のコストも増えてまいります。福山市さんと海田町でいくと、行政区域も40倍程度差があったりしますので、やはり我が町に合った機能、それらを今検討させていただいておるところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）ここに浜松の方は「いっちょお」ということで、道路のトラブル以外に河川や冠水に関する情報、それから山口県宇部市では「ネイティブ宇部」で公園施設の異

常とかごみの不法投棄の情報、それから大阪府泉佐野市では「まちレポ泉佐野おせチョ〜」は犬のふん被害も対象にしています。ですから、今おっしゃったように、それぞれの市町でどの部分を対象にするかということになっています。でも、ほとんどは河川、道路、そういうものが入っていますね。それと、災害のときの情報もそれによって早く知ることができます。ですから、やはりそれはポイントを絞って、我が町にどれとどれが必要かということを考えてときに、やはり固まってきているんじゃないでしょうかね。どうなんでしょう。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）他の市町さんにお伺いすると、やはり町独自でどこまで機能を持たせるかというのを十分検討はされているんですが、やはり導入していくと、もっとこういうのもしたいという要望も増えてくるそうです。その中でまずはどこからスタートして、どこまで広げられるのか、そういった連携性ですね、拡張性という部分もやはり十分に検証した上で考えていかないと、後からこのアプリじゃなくて違うアプリにした方がよかったということもないように、今現在慎重に検討をさせていただいておるところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）昨日、やはりいろいろ道路の件についていっぱい出ました。そして、でこぼこでむち打ちですかね、そういう交通事故のこともありました。ですから、それはやはり早く検討してこの町にあったアプリを検討していただきたいと思います。

区画整理のことですけども、安芸商工会の方のある上の方に聞きましたが、話が来たときにはもうある程度決まっていたということの話を聞いたんです。ここに開発事業についてお問い合わせをいただいた方にといいますが、もう開発事業者というのがその時にはもう業者が決まっていたので入る余地はなかったと聞いておりますが、いかがですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町長答弁にもありましたように、そのテナントを入れてくださいということは町としてはしません。その紹介をさせていただいておるんですけれども、そういった問い合わせ、今回の開発事業について問い合わせをいただいた方には開発事業者を紹介していただいて、直接お話し合いをしていただいております。したがって、その御連絡をいただいた時点で、その開発事業者がどのような状態で計画を立てられて

いたかいうところまでは、町としてはちょっと分かりかねるところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）では、ちょっとお聞きしますけど、2階部分に保育所ができるということは、どういう経過でこれが決まったんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）保育所の経緯につきましては、待機児童が発生しまして、町の方で11月に子ども子育て会議の中で、平成31年度末までに3歳児未満の確保量50名を町内の教育保育事業者提案募集をいたしました。そういう中で11月末に期限を決めまして、提案募集を行ったところ、そういう提案があったということでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）では、11月末に提案があったということですが、その前にこれは行政の方に開発事業者を紹介していただいて、ここの保育園を開園される方がその事業者に直接話に行かれたということになるんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）民の話ですので、詳しいところは聞いてはいないんですけども、町といたしましては、こういう御提案をいただいたので決定の方はさせていただいたというところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）よく分からないんですけども、区画整理にかなりの何十億というお金を掛けて、何かおいしいところ取りというんじゃないんですが、やはりこの開発事業者、私たち説明にあったのは、4月、確か5日か6日だったと思います。それと後、地域にこういう説明があったのはその後だったんですけども、今の話を聞きますと、11月にこの保育所が上にできるというのは、ついているということは、その前にそういう開発事業者の動きを知っているということになりますよね。そうすると、安芸商工会の方が知ったのは、正直言って4月のその地域の方の説明会で知ったというのが現状なんですけども、商工会の仕組みがどういうふうになっているか分かりませんが、やはり大型店が来るとのこと自体は情報が全く、例えば民間であるからにしても、町からやはり情報というのがこうですよというのは、ある程度、商工会に持っていくべきではなかったんでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）時系列でまず御説明をさせていただきます。平成29年10月16日に建設産業委員会で今回の開発事業者が決定しましたという御報告をさせていただきました。同日、そのほかの議員の皆様にはポスティングで周知をさせていただきました。その後、11月3日に中国新聞が海田市駅南口にスーパーマーケットを核にした商業施設が建設予定ですという報道がなされております。11月9日に安芸商工会の事務局長から御連絡をいただきまして、私が開発事業者を御紹介させていただいております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）私の聞いたのは、安芸商工会の会長から話を聞いたんですよね。ハローズが来るということで行くのは行ったけども、もう既に内定していたという感じで。ですが、その商工会の会員さんの中で知らない方がいて、当日説明会で入れるのかということがありました。ということは、商工会の中の組織の問題とは思いますが、でも、海田の駅前をあれだけお金を掛けてしているのに、やはり町として応募資格ですよね、その取る取らないはともかくも、例えば出資金がどのくらいで、純利益が何ぼとか、ある程度そういう一つの枠の中で応募資格というのを同じ町内にある訳ですから、そういうものができなかったのかというのを伺いたいんです。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）商工会さんの方には開発事業者の方に連絡先をお伝えして、そのつながりを、つながるところまでは町の方で対応いたしましたけれども、その後、どういった話になるかについてはその民間事業者さん同士で話をさせていただいてということになろうかと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今後、いろんなところで事業が開拓されると思うんですけども、雇用は生まれると思いますけども、町の発展とかそういうものを考えたときは町としてできる限りのことはやはり町民のために少しでも利益になるように、活性化のためにも動いてもらいたいと思います。

以上、終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は10時50分。

~~~~~○~~~~~

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続行します。1番、小田議員。

○1番（小田）1番、小田です。今回、1点についてお尋ねいたします。

学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についてお尋ねいたします。突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生AEDの知識と技能を体系的に普及する必要がある、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。我が国では平成16年に国民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されております。

しかしながら、いまだなお、毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっておられます。学校でも毎年100人近くの児童、生徒の心停止が発生しております。その中には、平成23年9月、さいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告されております。

平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって障がい悪化を防止することができること、また心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では胸骨圧迫AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して、応急手当ができるようにすると明記されております。

そのような状況の中、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあります。本町において、児童、生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童、生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えます。

そこで、本町の小中学校における児童、生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、教職員へのAED講習の実施状況など、具体的な取組はどのようになっているでしょうか。また、危機管理体制の拡充はどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）小田議員の質問につきましては、教育委員会から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木） 小田議員の質問に答弁いたします。

児童、生徒への心肺蘇生教育の現状ですが、全ての小中学校において学習指導要領に則した指導を行っております。それに加え、両中学校では生徒を対象とした心肺蘇生に関する講習を行っております。教職員に対しては昨年度は1校未実施の学校がありましたが、今年度は全ての学校において消防署員や救急救命士指導員を招聘し、心肺蘇生に関する講習を行う計画となっております。

今後も国や県の動向を受け、児童、生徒の生命を守るための取組を適切に行ってまいります。

危機管理体制の拡充についての質問でございますが、校長会と教育委員会とで定めております学校運営マニュアルの中で、児童、生徒が事故等に関わったときや食中毒等発生時などの体制について規定し、学校はこのマニュアルに基づいて対応しております。なお、このマニュアルについては随時見直しをしておりますので、国、県の通知や社会情勢などを注視し、今後も学校の危機管理体制を整えていきたいと考えております。

○議長（桑原） 小田議員。

○1番（小田） 再質問をさせていただきます。今、教育長の答弁の中で児童、生徒への心肺蘇生の教育を学習指導要領に則した指導を行っておりますということでございましたが、具体的にはどのように行っておられるのでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（小林） まず、小学校の5年、6年生では、体育の保健の授業の中で、けがの防止という单元の中で、心肺蘇生法というものやAEDの存在や意義について説明しております。

また、中学校では心肺蘇生法の実際について保健の授業の学習することになっております。

○議長（桑原） 小田議員。

○1番（小田） それでは、小中学校の児童、生徒がAEDの場所がどこにあるか知っているとお願いになっておられますか。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（小林） 学校に対してはAEDの場所を全教職員のみならず、全児童、生徒にも周知するようには伝えております。

○議長（桑原） 小田議員。

○1 番（小田）今回、この一般質問をするに当たって、まず初めに、家の中で子どもたちに聞いてみました。すると、場所を知らないというので、とても不安になりまして、我が子だけが知らないのかと思い、マンションの子どもですとか、近隣の児童、生徒の方に尋ねてみました。すると、正解が返ってきたのはごくわずかで、ほとんどの子が知らないというのが現状であります。A E Dを使うのは子どもではないと思っておられると思いますが、でも、今の答弁の中で、A E Dの場所も当然教えているということでしたけども、その場所を知らないというのは、やはりそこに意識がないから知らないのであって、目にしているのに目に入っていないのではないのでしょうか。そのことを鑑みますと、やはり指導方法にもう少し踏み込んだ指導が必要ではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、確かに議員がおっしゃられるとおりに、まずA E Dの場所について周知をしていたと思い込んでいた教育委員会の我々の方にも少し甘いところがありました。一過性のものでなく、A E Dはここにあるんだというところも教職員のみならず、児童、生徒に認識してもらえるように何度も繰り返し指導していきたいと思っています。学校に対しては、例えば体育の時間等でA E Dを持ってくるのは実際生徒に頼むことが多いんだというところで指導をしてきたんですけども、更に今後そういった観点を強く、来週校長会がまたありますので、その校長会、その次の教頭会で再度徹底してまいりたいと思います。

○議長（桑原）小田議員。

○1 番（小田）既に実施をされていることで、本当に教育に力を入れられていることは分かります。中学校になると、クラブ活動中に心停止が起こり得るということも考えられると思いますが、そのときにはどのように対応されるお考えなんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）両中学校では、まず2年生の保健の授業、先ほど話をしました保健の授業で心肺蘇生法とA E Dについて学びます。それに加えて部活動、特に運動部の生徒を対象にA E Dの講習を行っている聞いております。実際にその部活では顧問が1人のところが多いと思いますので、その際には先ほど申しましたように、部活動の顧問の指示で生徒がA E Dをその現場まで持ってくるといったことができるように、また大声で周囲の大人を呼ぶことができるように、そういった体制を学校の方でとっていく

ように指導しているところでございます。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）やはり、大人でもこのAEDを使うということにはとても抵抗があり、とても勇気が要ることだと思います。それを中学生にさせるということは、本当に大変なことだと思いますが、でも、それを使わざるを得ないような状況が実際にあるかもしれないと想定をしながら指導をしていく必要があると思います。今までにそういった事例は起こっていないと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）昨年度、今年度、AEDを使うような事案は発生していなかったというように確認しております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）それ以前に関してはいかがですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今回、聞き取りをしたのは29年度と30年度でしたが、28年度にもそういった事案はないというふうに記憶しておりますが、再度また確認をしてみます。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）質問の中でも申し上げましたが、平成23年9月のさいたま市で起こった悲しい事例が海田町で起こらないように、一層の強化をお願いしたいと思います。この心停止から心肺蘇生法までの時間が短ければ短いほど蘇生率も高くなりますし、蘇生した後の障がいも少ないということは広く周知をされておられると思います。その面から机上の空論ではなく実際に起こったときに、どのように児童、生徒の命を守っていくのかということを真剣に考えられ、教育委員会と学校と、それから児童、生徒、そして保護者と連携をしながら、大切な子どもたちの命を守っていくよう努めてまいりたいと思います。

危機管理に対しては、食中毒のことを挙げられておりましたが、その他のことはいかがなされておられますでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）校長会と教育委員会とで定めております危機管理について、今答弁も申し上げました食中毒以外にも、例えばPM2.5及びオキシダントへの対応についてであるとか、気象警報発表時の対応について、インフルエンザによる学級閉鎖、給食

異物混入発見時等、様々な事案を想定してマニュアルを作って、そのマニュアルに基づいて学校も教育委員会も対応しているところでございます。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）私がお聞きしたいのは危機管理体制のところ、いろんな議員からも質問されております、防災害についてでございますが、家にいるときや学校にいるときは、家では親が、学校では先生方が守ってくれると、しかしながら児童、生徒が1人になる登下校時についてどのような危機管理体制を拡充してまいる、また指導されているのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）例えば、登校時というところで説明いたしますと、登校時の場合には、子どもが家にいる場合と、もう既に家から出ている場合があると思います。その両方を想定しまして、学校の方と教育委員会としては対応しております。例えば、もう外で出ている児童、生徒に対しましては、学校から通学路の方に職員を配置して、子どもの確認をし、それが学校の方に近いところにいるならば、学校の方にまずは連れてきます。家庭の方が近い場合には、そのまま引率して家の方で待機するように指導しております。臨機応変と申しますか、その場その場の状況に応じて、一番安全だと判断できるもので対応しているところでございます。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）それでは、先生方はその災害時には必ず子どもたちよりも早くその場所にいないといけないということに。

○議長（桑原）小田議員、防災の方はちょっと質問通告から離れているようなので、少し考えて質問してください。

○1番（小田）はい。危機管理の面からお伺いいたしますが、先生方は子どもたちよりも早くその場所にいないといけないということになるとは思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）教員にはもちろん勤務時間等がございます。実際に大雨洪水警報とかこういった気象情報によって対応が必要だと想定される場合には、まず管理職は早めに学校に到着します。また、生徒指導担当であるとか、各主任であるとかはそれぞれの家庭の事情等がありますが、可能な限り、早く来るような対応はとっております。全

て勤務時間の中で対応するのは難しいことに対しましては、児童、生徒の安心、命を守るということを全面で考えて対応しております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）危機管理体制の拡充もしっかりとしてくださっているということで、保護者としては感謝申し上げますが、これもやはり家の中で聞いてみました。すると、登下校時、そういうことが起こったときにはどうするのかという質問に対して、小学校6年生の娘は分からないという答えが返ってまいりました。ですので、十分にされていると思います。しかし、それが伝わっているのかどうかというところまで確認しなければ、これは親の責任でもあるとは思いますが、教育委員会並びに学校、それから保護者と一体になってこの問題にも取り組んでいかなければ子どもたちの命を守ることにはできないというふうに考えますので、その点もこれからしっかりと力を入れていただき、大切な未来ある子どもたちの命を守ってまいりたいと思いますので、その点についてもこれから拡充をよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（桑原）11番、岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。2点質問いたします。

まず、子どもの貧困対策について。昨年7月に県が子どもの貧困対策の調査を実施しましたが、その結果から見えてくる海田町の児童、生徒の貧困対策はどのようになっている、どのように認識されているのかをお尋ねをいたします。また、貧困を解消するために町としてどのような施策を展開されるのかお尋ねをいたします。

2番目に、中学校給食について。日本の中学校給食は1889年、明治22年に山形県鶴岡町、今鶴岡市と言うそうですが、その小学校で行われたのが発祥とされています。当時、弁当を持たない、持たせることができない欠食児童、貧困児童救済を目的に限定的に始めました。戦後は多くの児童の栄養状態を改善する必要性に迫られ、学校単位で全ての子どもを対象とする制度になり、どんな子でも受けられる食のセーフティーネット社会保障となっていったのです。全ての子どもの栄養改善を目的とする普遍的な制度に発展したことは大きな意味があります。普遍的ということはこの制度からはじかれる子どもたちがいてはならないということです。

戦前は強い兵隊、戦後は健全な労働者の育成確保という目的の下で学校給食が広まったことで、限界や矛盾を含んでいたかもしれませんが、格差が広がり、子どもの貧困が

新たな様相を見せる現代では、義務教育である公立の小中学校には子どものいる様々な家庭のＳＯＳが潜在しています。

子どもの貧困対策法を受けて、子ども貧困対策大綱には学校をプラットホームとした総合的な子どもの貧困対策の展開、学校を窓口とした福祉関連機関との連携、経済的な支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進すると書かれています。

学校を通じて、様々な福祉施策や経済的支援が福祉部局や民生委員と連絡をとり合っていてできています。これら貧困対策としても少子化対策としても全ての子どもたちの健やかな成長のためにも、学校給食の無料化が進む中、財政面で設備に費用が掛かるという理由だけで、デリバリー方式の導入を検討されているように思えるが、本来の食育の立場で、自校方式で実施をすべきだが、教育的立場からの見解を伺います。また、今日まで実施してこなかったのは教育行政の怠慢ではないかと思うのでございます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）岡田議員の質問の１点目については私から、２点目については教育委員会から答弁いたします。

子どもの貧困対策についての質問でございますが、広島県子どもの生活に関する実態調査については、昨年12月に結果速報が暫定値として公表された後、今年５月18日に最終的な調査結果が公表されました。調査の内容は生活困難な状況、子どもの学び、日常生活、健康と自己肯定感などに加え、保護者の状況等について調査結果が出されています。今回の調査は広島県全体の結果となっており、海田町の児童、生徒のみのデータを集計したものではありませんが、県全体の調査結果を参考に、本町の子どもの生活状況や学習環境等の状況を把握していきたいと考えております。町におきましては昨年から教育委員会と定期的な会議を行い、学習面、生活面等への課題を整理し、子どもの学習支援や家庭教育支援等を進めているところでございます。今後も広島県の調査結果や他市町の取組事例等分析しながら家庭における様々な課題に対応するための対策について調査研究してまいります。

それでは２点目について、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）岡田議員の質問に答弁いたします。中学校給食についての質問でございますが、これまで議会で答弁してきたとおり、中学校への給食の導入につきましては、

生徒に望ましい食習慣や食に関する基礎的な理解と技能を身に着けさせる機会になるなどの教育上の意義があると認識しております。食育の立場で、自校方式で実施すべきということですが、他の方式でも栄養指導による栄養価が計算された給食は提供できるものと考えております。ほかにも食事のマナー等の指導や教科等における食に関する指導等、様々な場面での食に関する指導は行っておりますので、いずれの方式を取ったとしても、食育の充実は図れるものと考えております。

また、昨年夏に行った22市町への調査や平成28年度以降に新たに中学校給食を導入した市町への聞き取り等から、デリバリー給食導入の検討に至った訳でございますが、財政面の理由だけでなく栄養価を計算された給食の提供のほかに、貧困対策や子育て世帯の負担軽減のための早急な対応が可能である点や、多様な選択性があるというメリットも考慮したものでございます。

今日まで中学校給食を実施してこなかったのは、教育行政の怠慢ではないかとの御指摘ですが、平成19年度に申し込み者の減少からデリバリー給食を中止した後、平成25年度からは全保護者を対象とした教育意識調査を行っており、保護者の意向については継続して把握しております。昨年度、保護者からの中学校給食実施への要望の高まりや社会情勢の変化を踏まえ、改めて中学校給食の実施を検討し始めたものでございます。適切な対応してきたものと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）再質問をいたします。まず、貧困対策のことなんですけど、具体的なことが書かれてないんです。例えば、5月だったんですかね、テレビで、広島県の貧困対策をずっとやりよったんですけれども、調査のことですね。端的に言うたら、15項目ぐらいずっと項目があって、それに何項目が当てはまるんだったら貧困の部類に入りますよとか、そういうふうな項目があったんです。御存知だと思うんですけれども、それを見たら、結構、当てはまるものがあるんですよ。例えば、月に何回か家族で食事しますかとか、映画を見に行きますかとかというのがあって、それが何項目かあったらこのあたりなんかというふうなことがあるんだけれども、海田町だけが例外で、率がすごく少ないとか、5パーセント、6パーセントですよとかというふうなことはないと思うんです。やっぱり、15、16パーセントから20パーセント、小中学校合わせて、それぐらいはどこの町でもあるんですけれども、その辺のところの認識いうんか、どういうふうな、資料みたいのは持っておられるんですかね。広島県全体として、あれは5年生、6年生、

中学校の何年生だと思うんですが、そういうふうな資料で海田町のこの現状いうんか、そういうふうなのは自ずと見えてくると思うんです。その辺のところはどういうふうに判断をされておるのかいうのを伺いたいですけども。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 昨年度、広島県で生活の調査がございました。対象は小学校5年生と中学校2年生となっており、この結果については低所得だったり、家庭のひっ迫、また議員さんがおっしゃいました子どもの体験や所有物の欠如しているというこの項目を一つ以上丸をされた御家庭が県内全体で小5の家庭で25.7パーセント、中2の御家庭で27.8パーセントあるような状況で、そこについては町としても結果を見させていただいて把握している状況です。

その中で、やはり出ていますのが、子どもの生活の中で、例えば夕食を1人でしたり、それから就寝時間や起床時間が決まっていない子どもが多かったり、また自己肯定感でいう、その頑張りが報われるという思いを生活が困難な御家庭ほど子どもさんほどそう思う割合が低かったりすることの状況については、町としては把握している状況でございます。

○議長（桑原） 岡田議員。

○11番（岡田） そういう状況で、相対的な貧困ですから、この目に見えて、例えば極端に言うたら、破れた服を着ているとかそういうふうな格好じゃなくて、今のような15項目いうたら、私なんか見てもこれは当てはまるというのが結構ある訳なんです。当てはまること自体に認識がないいうか、これ普通じゃないかいうふうに思うんだけど、それが普通でないというのが今のこの状況だと思うんですね。5分の1いうんか、ぐらいはそういうふうな状況ということで、やっぱり何か町として施策を打たんといけないと思うんですよね。これは今に始まったことじゃないんですね。もうずっと前からこういうふうなことを言われているんですけども。それで、広島県も遅ればせながら昨年調査をして、ほかの自治体も結構調査に協力しておるところが、海田町はそういうふうな、ピックアップされとるというんか、そういうふうなことはなかったみたいなんですけども、そういうふうな中で施策いうんか、解消するために展開をされよる、どういうふうな施策を打たれるのかというのを伺います。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） どのような施策ということでございますが、先ほど町長の答弁もご

ございましたように、昨年から教育委員会と定期的に会議を進めさせていただいて、学習面、それから生活面への課題を整理しながら、子どもの学習支援だったり、家庭教育支援などを進めているところです。また、現在、児童扶養手当等、様々な施策も打っております。そのあたりを総合的に今ある施策をまずは充実させて進める中で、今回の調査結果をしっかりと分析して、他市町の取組状況も分析をしながら、海田町の家庭における課題について調査研究していきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）海田町独自の施策いうんか、他市町もほかのところもいろんな施策をこの問題に関して、やっぱり大きな問題と認識していろんな施策をされておりますから、是非ともお願いいたします。

それと、この一環で今の中学校給食なんかも出てくると思うんですけども、先ほどから貧困対策とかいうふうなことを言われるんですけど、この中学校給食が始まって130年ぐらいの歴史があるみたいなんだけど、当時からもそういうふうな貧困対策でやられておって、130年経った今でもまだ解決していないというふうなところに、やはり問題があると思うんですね。

この前、デリバリー給食、熊野に研修に行かせてもらったんですけども、はっきり言って、デリバリー給食、ほかの人はどう思われたか分からんですけど、私の感触だったら、デリバリー給食はいわゆる会社の弁当とあまり変わりはないなという感触を受けたんですね。栄養士がどうのこうの言われますけど、どこの業者さんでももちろん栄養士とか全部ついておられると思うんですね。

そういうふうな中で今のこの学校給食いうんか、そういうふうなのが今、小学校がほとんど九十九点何パーセントが実施をして、中学校でデリバリーを実施しておるところは人気がないんですけど、今全国で8割ぐらいなんですかね。7割から8割が実施をしているということの中で、今どうも、今までずっと、過去も今回の議会もですが、何人からの議員さんがずっと自校方式というふうなのを提案されておるんですけど、どう見ても財政的な面いうんか、そういうふうなのが教育委員会としては大きくて、中々財政的に施設にお金が掛かるということだから、中々自校方式いうんか、設備を作ってまで中々難しいいうふうな答弁に思えるんですけども、例えば、今までこのやろうと思ったら計画的にやっていかないと、それこそ今のような公民館も建てにやいけん、役場も建てにやいけんということになったら、それは財政的にうまい具合にいかん訳ですから、計

画的いうのはもうこの学校給食やってくれいうのはもう130年前からそういうふうな制度になっとなって、10年、20年前からぱっとやり出したというふうな制度じゃない訳だから、そういうふうなところを考えると、教育行政の怠慢いうんか、じゃないかと思うんですけど、このことについてどういうふうに思われますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）まず、実施するとすればデリバリーという方針を定めた理由の中に財政面だけと言われましたが、財政面だけでなく、貧困対策、子育て世帯に対する負担軽減を早急に対応できるという点を考えております。また、多様な選択性というところも重視しております。また、これまで対応していなかったのは、教育委員会の怠慢ではないかという御質問でしたが、教育長答弁にもありましたように、教育委員会としてはこれまでその時々状況を鑑みて、適切に対応してきたものと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）そういうふうに言われますけども、貧困対策とか今の、そういうふうなもの、この学校給食制度そのものを始めたときからのこの目的なんです。今に始まったことじゃないんですよ。だから、急にそういうふうにとって付けたような格好になると、やはり学校給食だから、教育の立場なんですよ。そういうふうな面から見たら、当初の130年前の導入時からこういうふうな方針でやるということが書かれているのは、教育委員会、知っておられると思うんですよ。だから、急にそれでやるんだというても、どうも、今まで何でやってこんかったんやというふうにどうしてもなってくる訳なんですよ。今までやってこんかったのが、それこそ教育行政の怠慢じゃないかと思うんですけどもね。

今の広島県の給食いうんか、先ほど、いろんな方式があると言われたんですけど、確かにいろんな方式があると思うんですよ。調べられとってだと思わんですけども、今の五日市が去年ぐらいか、学校でやって、そういうふうな民設民営いうんか、そういうふうなところで、大きな広島グリーンフードサービスいうんか、こういうふうなところに委託をして、そこで調理をして学校に持ってくるいうんか、そういうふうなところをして、例えばこの会社は広島県のJAいうんか、農協とタイアップいうんか、そういうふうなことをして、広島県の食材、そういうふうなものを使ってかなり大きく1日に1万2,000食ぐらいを提供するいうんか、そういうふうな会社いうんか、企業らしいんです。広島市はこういうふうな方式を導入して、この近辺だったら安芸区の方にも、シ

ェアがあるいうんか、そういうふうなことが書いてあるんです。大きいから学校だけでなく、いろんな高齢者施設とかあるいは会社の食堂いうんか、そういうふうなところに持っていったらというんか、提供しておるというふうなことなんです。

学校給食も地産地消の推進ということで多くが利用されとるということで、こういうふうなところを研究されて調べられてやったら、そんなに施設を建設するとか、そういうふうなことも億単位の金が掛かるというふうなことにはならないと思うんです。ならなくて、もちろん栄養士さんなんかもおられますから、そういうふうなことを研究されるというのも一考だと思うんですよね。

デリバリーというたら、それは本当に、何とかせにゃいけん、苦し紛れというふうな感じしか受けられないんですよね。これ、広島から全国に発信をしていくいうんか、そういうふうなモデルのような格好で、今一生懸命力を入れとるみたいなことがあるみたいなんですけども、そういうふうなことを研究されて、本当に安心して安全な、食育という立場でそういうふうなのを推進すべきじゃないかと思うんですけれども、その辺のところはどういうふうに考えておられるのかお願いいたします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、議員おっしゃった五日市にある民設民営の方式については、これまでも情報収集をしておりますので把握しております。また、それも含めまして、様々な方式があり、それらを一つ一つ調査研究をした上で実施するとするならば、デリバリーという方針に今決している訳でございます。

今後、食育の観点でということでおっしゃいましたが、教育長答弁にもありましたが、例えばデリバリー給食を実施するにしましても、栄養士等によるメニューを決定することによって、十分それは達成できるものと思いますし、栄養価がある食品だけを食べることが食育でなく、食事のマナーであるとか食事を大切にする思い、行動ということも食育の一つだと思いますので、総合的な食育というところで今後進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）食事のマナーいうんか、配膳から盛り付けから片づけ、それが一連の流れみたいな格好になって、デリバリーというふうになると中々そういうふうなことにならないと思うんですよね。普通、家庭でも食事を盛り付けして食べて、後片づけをする、そういうふうなことを教えんにゃいけんのだけど、例えばデリバリーになったらそうい

うふうなことが中々できないと。やっぱり、この学校給食だったら、こういうふうな自校方式とかいろんなものだったら、そういうふうなことができるんだと思うんですよ。だから、是非ともこういうふうな方式いうんか、そういうふうなのをとってもらって、食育いうんか、そういうふうな形で、それこそ3月議会ですか、朝、小学生、中学生もそうですかね、朝ご飯を食べて来ない子どもが何人かおって、把握をされておると。そういうふうな子どもたちというのは相対的に学力がちょっと問題があるみたいな、そういうのを認識されとるような格好ですけども、そういうふうなことも総合的に解決をしないと、これだけ一つだけやってこれで解決できるいうふうなもんじゃないと思うんですけれども。

それから、そういうふうな総合的な施策の中の一つとして、こういう中学校給食いうんか、そういうふうなことをやりながら、今の子どもの貧困とか、それぞれの家庭が、朝御飯を食べて来れないなんていうふうなことが、この日本であってはならんと思うんですよね。それが原因でいろいろな方向に、悪い方向につながっていくみたいなのは、もちろんその結果どうなるかというのは御存知だと思うんですけど、そういうふうなのを防ぐためにもこういうふうな方策いうんか、そういうふうなのをとっていかんと本当に海田町に住んでよかったということには中々ならんと思うんですね。

今、海田も、ほかの市町はそうでもないけども、どんどん人口も増えて、本当にうれしいことなんですけども、やっぱりそういうふうなことを更に発展をさせていくいうんか、そういうふうな町政いうんか、そういうふうなことを実現させていかにゃいけんと思うんですよ。本当に海田に住んでよかったと、海田だったら子育てを子どもたちを大切にしてもらえるとというふうなことが、以前だったらいろんな施策でちょっと県内でもトップレベルだったんだけど、みんなほかのところがどんどん追いついてきていうふうなことがあって、だんだん平均的になってきよるみたいなんがあって、自治体として住んでよかったというのは、海田の色を出すいうんか、そういうふうなことを、こういうふうな問題でもしてもらいたいんですよ。

そうしないと、今の子どもたちの置かれている現状いうんか、さっきのあの15項目のいろんな見たら、こりゃ、何ぼか当てはまる、私たちでも当てはまることがあるんですよ。それが別におかしくないじゃないかというふうに思えるようになったら、もう駄目だということがこの調査の一つだと思うんですよ。だから、豊かな生活をしていくために、何回も繰り返すんですけど、あの15項目だけを見ても、知らないいうんか、ほか

の地域いうんかは、この15項目当てはまる人いないことはものすごく豊かだなと思うんだけど、私たちだけが見ても本当に当てはまるのが1項目や2項目じゃなかったんですよね。やっぱり、そういうふうなのを解決していかないといいけないので、是非ともそういうふうなことをするためにも、この中学校給食いうんか、これは今のようないかなうような自校方式、弁当でなくて自校方式のようなやり方に、例えば7月に結論を出すというふうなことを言われたんです、方針出すと言われたんですけども、それが7月でも、延びても構わんと思うんですよ。やはり、きっちりした後に下がれんような方式いうんか、そういうふうなものを検討して方針を出してもらいたいんですけども、もう一度、こういうふうなものでも検討してみるということをお伺いいたします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）繰り返しの答弁になってしまうかもしれませんが、中学校給食を実施するとすればデリバリーということで、その方針を7月末までという方向性には変わりありません。これまでの間に様々な給食の方式については県内各市町の今の実施状況を基にして情報を集め、考えたものでございます。貧困対策、子育て世帯の負担軽減という様々な面も考慮し、1人でも多くの方に申し込んでいただけるような、中学校給食を実施するとすれば進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）しつこいようだけど、最後に、これは答弁要らんですけれども、中学校給食が始まった目的、130年前に。貧困対策とか子育て支援、そういうふうなことを軽減するために始まった訳ですから、そういうふうなところを加味して、今急に、最近のことじゃない訳なんです。最初の始まった当時からそういうふうな目的を掲げてそれだけの歴史があって、まだ130年歴史があるんだけど、海田町ではまだそこまで行っていないということを考えていただきまして、そういうふうなこの給食の実現いうか、そういうふうなことをお願いして質問を終わります。

○議長（桑原）13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。1点だけお願いいたします。現在宅地造成にかかわる申請許可に関して、現在宅地用途変更に造成が行われておりますが、管理監督及び指導する立場において、様々な法規制を尊重すべき、どのような申請許可が対応されているか問うものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） 崎本議員の質問に答弁いたします。宅地造成に関わる申請許可の対応についてですが、許可権者が広島県になるため、県の基準が事務処理要領に沿って進めております。町は許可に関する事務について一時的な窓口機関として造成主から申請書を受理したときは必要に応じて、現地調査を行い、申請書提出部数の確認、記載漏れの有無等を点検するとともに、町道や河川、水路、給水施設などの関係について検討をし、意見書を付して広島県へ進達しています。

また、宅地造成の許可申請を行う前の事前相談の段階では、許可権者の広島県から造成計画等について意見照会があるため、町が実態調査を行い、その結果を回答するなどしております。

このように、宅地造成工事について町が申請内容を審査し、直接、指導監督することはありませんが、計画内容等について必要な意見を述べる機会が設けられていることなどから、今後も県と連携を図り、宅地造成等規制法の適正な運用に努めてまいります。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 答弁内容は、非常に親切丁寧に行われておりますが、実際そのように行われているか、それが疑問ですので、私が一般質問を出しました。

その内容としては、今まで宅地造成、申請書、いろいろな規制はあります。その規制に沿って出されている場合と、ある程度の、今の法的な、どういふかね、申請内容によって控除されている、控除言うたらおかしいんじやがね、例えば通称2項道路とか、いろいろ規制がある訳ですよ。特例もあるし。それに従って、今、造成許可を建設課が、県がそれ出しますよ。事前調査は海田町に依頼されているはずなんですよ、の。その事前調査では海田町の意見も添えるようにできちよる訳よ、申請というものは、ね。それが行われていないから、私が、ここで改めて、何回も建設課へ、こういうふうなときにはこういうふうが付帯でも出して、造成者に何とか協力してくれとか、そういうことをなぜ言われないのですかいうて、何回も言うたんじやが、それを受け止めてもらえんから、わしは一般質問で出したんよ。

まずはね、この前もおたくら知っちゃるんじやが、大雨のとき、建設課長、三迫の奥にダムがあったのを知らんかったじゃ、へったくれじゃ、何日ももめてよ、いろいろなことがあったでしょうが。そこで私が言うんじやがの、私が調べた結果、三迫三丁目から寺迫の方まで、私の管轄ですが、まともな4メートル道路というものは2本か3本しかない。3メートルが4本、一番最悪のは1.8メートル。1.8メートルで宅地造成で、8

軒ぐらい建つんよの。それにはどういう基準を適用して許可されたか、ちょっとそれを聞く。場所は分かるじゃろ。わしが言わんでも分かるはず。あなた方が審査されたんじやから。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず宅地造成規制法と、今議員さんから御質問がありました、2項道路、道路の定義というのは建築基準法で、ちょっと法律が違います。家が建つかどうかというのは、建築基準法でいう家が建つ道路であるかどうかということになります。今、御質問いただきました1.8メートルの道路というのは、建築基準法でいう2項道路という扱いになります。これは建築基準法が法施行前、法施行される前にある道路で、そのときから家が既に建っていた1.8メートル以上の道路ということになります。この2項道路を誰が指定するのかというのは、これは広島県が指定をされております。今回、御質問いただいた箇所については、広島県さんが、その道路は2項道路ですと指定されておりますので、必要な道路の真ん中から2メートル下がる、セットバックという言葉がよく出てまいりますが、セットバックをすれば家は建てれますよということで許可が出されたものでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）そのとおりちゃつとできちよるんならええんよ。今、橋があった、これは海田町のものか県のものか、それとも私物の橋か、何本が何本か順番に分かりますか。1.8の橋は誰のものですか。そこまで言われるんじゃったらよ。わし、道路のことを言うちよるんじゃないよ。橋のことを言いよるんよ。建てられて、1.8で2軒建っていますよ。セットバックで、上のが約1.8やけん。中心線からじゃったら2メートルバックで、3メートルなきゃいけん。3メートルないのじゃから。それでも建築、家を建てて、通ってるのがわしは不思議でならんから、一般質問するんよ。

そやから、開発工事でも、開発工事やったら6メートルの道路が必要でしょう。入り口はどうでもええ。その6メートルが、今頃、それ守られておらないから、私が言うんですよの。どうしてか言うたら、あんたらたあ、頭がええから、業者が。開発工事かかっとっても、1人が買うても、業者が分かれて申請されるから、開発には掛からんのよ、の。そやから、建ってみたら消防車も救急車も入らんような宅地造成がやられちよる訳よの、現在。だから、私は、以前から言うように、例えば申請が出た場合、3メートルの橋やったら、ちょっと4メートルに1メートルほど拡げて、何とかしてくれとか、や

やっぱりそういう陳情とか要望書をやって、初めて海田町がよくなるでしょう。た一たかた一たか家建てるのに、生コン車の2トン車しか入らんようなところへの、橋が丈夫じゃないから、サポーターいっぱい下から突っかい棒しての、工事が済んだらそれをのけて、そういうところに家を8軒も9軒も建てての、それが正式な許可か、いうんよ。私、思うんよ。指導する立場やったら、もうちょっときちっとした指導ができんのか。できないはずがないでしょう。何とかすりゃいいでしょう。業者をお願いして、そのお願いもあなた方してないでしょうが。私はそれやから言うんですよ。行政として、きちっと、住民の財産とあれを守らにゃいけんのでしょうか。安全、管理よ。それが一番大事なことでないんですか。

だから、三迫二丁目、三丁目でも、29年3月にやって、この間、5月28日に県から来られて、西とかの資料に正式に砂防指定を受けた、あれが発表されましたよ。わざわざ家まで来てね、下岡さんとも来て。だから、私が安全性とかであれせにゃいけんのに、西の谷の、今の宅地造成でも、きちっと監督しなさいや。監督責任があるでしょうが、海田町の行政として。あれは個人のことでじゃけん、放つときゃあええという、そういう問題じゃないでしょうが。避難場所も何もない、海田町の、海田小学校のグラウンドまで、三迫三丁目から駆けつけて行けじゃ言うようなこと、無茶じゃろう。だから、橋でも何でもきちっとして、宅地造成を許可するんなら、それ相当な要望書とか何とか添えて出されたら通るんですよ。正しいことを言うたら、県でも、そんじゃやってやれというふうになるんじゃないですか。それをあなた方がしないから、私が語尾を強めて言うんですがね。やっぱり、そういうことを一つ一つ重ねて、住民の安全性ということを守るのがあなたらの仕事じゃないんですか。私はそう思うんじゃが、どうですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今御質問の橋という言葉が出てまいりました。確かに今回御指摘いただいている場所に入りのところに橋がございまして、その橋は、大体幅が3メートル程度しかございません。先ほど、申し上げました2項道路で、道路中心から2メートルセットバックしなさいというのは、その建物を建てる敷地について建築基準法で求められているものでございます。今、質問に出てきた橋というのは、ちょっと離れた入り口部分でございまして、建築基準法でいう拡幅の、指導がちょっとできるものではございません。したがって、お願いをしたらどうかということかと思っておりますけれども、今の段階ではちょっと法に沿った指導というのは難しいのが現状でございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 私は、2項道路を、例えばで出したんよ。あなた方が知らんのじゃがね、私が議員になり始めよう、何で2項道路を知っちよるかいうたら、元大ベテランの議員さんが、道もないようなところに道を造って何を建てるかいうたら2項道路じゃと。あんたら知らんのじゃが、出木さんという、昔、課長がおられたよ。その時代のことを、わし、例えばで出したことね。1.8メートルのその建築基準法に当らんかったら、ほんじゃ、橋があったら、例えば90センチの橋があって、橋には基準がなかったら何してもええということですか。そういう訳じゃないでしょうが。補強せえとか、もうちょつとどうにかしてくれえとか、やっぱりそれだけの要望は、やっちゃいけないのですか、法に関わるから。そうじゃないでしょうが。そういうことをせにゃいけないでしょうが。

ほんじゃ、あること言いますよ。橋の便利が悪いから、隅切りがないから、私道の端くれよ。隅切りやってくれたら、町が何十万も出して、代替地で隅切りをやるような、そういう状況でしょうが。ほんじゃ、家を建てるときに、何で隅切り、出入りが難しいから、業者に、ここだけは改良してくれと、何でそういう要望がでкинのですか。法的に難しいなら難しい、何で難しいか、その理由。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村） まず、その、宅地造成される場所までの道路についてまで広げるように指導ができるのは、都市計画法でいう開発行為に該当した場合には、その宅地造成するまでの道についても、法的な、広げなさいよという指導ができます。今回の場所は、まずそれがちょっとできない箇所になるんですけれども、今おっしゃられたように、例えば、すぐ橋のすぐ近くで造成されるということで、出入りするのに、橋を、隅切りをした方が見やすいということであれば、業者さんの方と確かに協議をしてやっていただくということは出てこようかと思います。

したがいまして、あくまでも法に基づくものではないんですが、おっしゃられるように、お願いの範囲で、それは個別にその事業、事業、事業者さんの計画等を踏まえた上で、個別に御相談させていただいているところでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 私はそれだから言うんですよ。あなた方、業者の方が頭がいいから、開発工事でも、業者が3か所、分かれた、開発工事にならん訳よ、同じ箇所でも。それでも、あなた方は申請許可しちよるじゃない。例えば、1週間遅れで申請を出したら、現

状がそうじゃないですか。まともに開発工事やいうて、まともに6メートルの道路を付けにゃいけん、公園造らにゃいけん、まともに開発工事のそんだけの平米数があっても、それを基準に従って真面目にやる業者というものは今少ないんじゃないんですか。私はそこを指摘するんよ。それに対応した行政というものをやってみなさいやということを言いよるんよ。

家は建つわ、消防車は入らん、救急車は入らん。そこまで言うんじゃったら、そこまでの対応をしてみなさいや。普通車が離合できんのよ。分かっていますか。開発工事で許可したら、ちゃっと対応できるようにそこまでも何とか業者をお願いしてできるんよ。それを、できる範囲でいいからやりなさいということをわしが言いよるのに、法的根拠じゃ、法的根拠じゃ言われるがね、法は、作ったもんじゃから、改善すること何ぼでもできるんですよ。部長は笑うちよるんじゃがそうじゃないですか。法に縛られていたら何もできんのですよ。物事はええ方にええ方にとっていくのも改善の仕方ですよ。

そこをわしは強く言うのは、一般質問に出して言うのは、あなた方がそれに対応できないから。昔はすぐ対応する職員でもおった。図面でもばしっと書く職員がおった。今、この前の建設委員会じゃないんじゃが、ちょっとした図面でも、ちょっと時間をくださいやどうのこうのというような時代での、だから、わしはちゃんと対応してくださいということを言いたいんじゃが、もう最後じゃがどうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今いろんな開発のこと、宅造のことで法の盲点で業者さんもいろんな取組をされておるのは重々知っております。それらは、今の法のところの課題であるという具合に十分そこも認識しております。今、課長の方が申しましたように、やはり法律の中で私たちは動くことにはなっておりますが、個別にいろいろ対応できるところについては、今御指摘いただいた意見も踏まえて、個別に対応できるところは対応していきたいという具合に考えております。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。９番、宗像議員。

○９番（宗像） ９番、宗像です。まず都市計画道路について質問します。海田町の都市計画道路は連続立体交差事業の変更に併せ、広島県と協議しながら関連街路の変更案を作成中であることは認識しているところです。しかし、連続関連街路以外の都市計画道路はどのようになっているのでしょうか。事業中であった新開蟹原線が県道矢野海田まで事業を終え、また、今年度で中店小学校線の事業の関連も見えてきております。このような状況において、連続立体交差事業による関連街路の整備は、広島県の説明によると、府中町域の連続立体交差の工事が完了しないと、海田町域の進展は考えにくいと思われます。連続立体交差事業による関連街路の整備が始まるまでの間、海田町の都市計画道路の整備はどのように進めていくのでしょうか。その考えを問うものです。海田町においても都市計画道路の変更について策定中と、我々に説明をしていますが、早く策定し、次期事業認可を取得すべきと思いますが、いかがですか。海田町は県内の他市町に比べ、若い世代が多く、若い世代の人口流入も大きくなっています。今までと同様に進めていくためには、都市計画道路の整備はまだまだ必要と考えます。

次に、海田東小学校のグラウンドについてお聞きします。裏門付近の方のグラウンドが常駐の駐車場となっております。休憩時間や昼休みに子どもたちが、元気にその車の前を走り回ったり、ボール遊びをしております。トラブルはないのですか。元々この部分は町民センターの建設に伴い、小学校が狭くなることに鑑み、取得した用地です。教職員の駐車場が足りないのであれば、別途用意すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、仮に駐車場とするならば、子どもたちに影響を及ぼさないように、何らかの処置が必要と考えますが、いかがでしょうか。また、町長はこの現状を御存知だったのでしょうか。

以上でございます。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 宗像議員の質問の１点目については私から、２点目については教育委員会から答弁いたします。

海田町の都市計画道路の整備についてですが、現在、海田町全体の街路網での交通量の推計を行っており、見直しする街路網における交通量で円滑な交通処理が可能な街路網となるような見直し案を作成してまいります。都市計画法上の手続は、広島県が行う連続立体交差事業の都市計画変更と同時に行う予定としております。また、関連街路の

整備が始まるまでの都市計画道路の整備スケジュールについては、連立関連街路の事業スケジュールが示された後、財政状況等を踏まえ立案してまいります。

それでは2点目については、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）宗像議員の質問に答弁いたします。学校運動場の使用方法についての質問でございますが、海田東小学校の裏門付近のグラウンドへの職員の駐車は、平成24年度から行われており、今年度は常時4、5台が駐車しております。これまで駐車車両が原因での事故やけがなどは起きていませんが、本来のグラウンドの用途から考えますと、今の状況は適切でないと考えます。海田東小学校に対しては、グラウンドへの駐車禁止を伝え、現地を確認の上、校内の他の駐車可能な場所へ停めるよう、指導をしたところでございます。今月の校長会や教頭会において今後他の学校でも同様なことが起こらないよう、指導を行うとともに、定期的に各校の状況確認を行い、適切でない場合には指導を行ってまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）まず、学校のグラウンドの件でございますけれども、すごい早いですね。一般質問に出した途端、届いた途端に車がいなくなりました。すばらしい対応だったと私は思いますけれども、でも、今まで教育委員会はこの事例というのは把握していなかったんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）学校訪問とかの際に、駐車をしているという事実は認識しておりましたが、それが常態化しているということについての認識に甘いものがございました。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）その件について、特に昼休み、あの前で子どもが走り回っていますので、ボール投げもしている。よく、今まで車に傷がついたりとか事故が起らなかったこと自体が、僕、不思議でならん訳です。これ、24年いうたら、もう5年やっていますよね。

元々ここは東小のグラウンドが狭いと、当時の町長がとにかくグラウンドを広くせえというので、あそこに体育館を移してという施策の中でやられてきたもので、あくまでグラウンドとして買っている。だからこそ、グラウンドにして本来使うべきだと思います。そうした中でやむを得ず駐車場として使うのであれば、子どもたちに支障にならないように、また授業に支障にならない範囲で、何らかの形で強いて行うべきと考えるんです。

が、それについてどうですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）本来のグラウンドの目的といえば、今、議員がおっしゃったとおり、元気よく子どもがボールで遊んだり、走ったりするところだと思います。また、やむを得ない場合は、その児童、生徒が安心、安全にそういった活動ができるような対応をすべきだったと思っております。今後はグラウンドへ停めることはもちろん行わないように指導してまいります。やむを得ず、そういった状況になる場合には、児童、生徒の安全を第一に考え、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）町長。宗像議員の質問の中で、町長はこの現状を知っているのかという問いがありますが、この問いに対しては答えられませんか。町長。

○町長（西田）今、教育委員会が答弁したように、教育委員会から上がってくる情報において確認した次第でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）本来、学校自体というのが、今でこそ車で、先生方、連絡用車両とかいう登録することによって、来るようになってますけど、元々は自転車で来られるようになってたのに、東小に限らず、海田中でもそうですし、海小でもそうですし、西小、西中、南小でも、基本的に、車で先生方は来ることを想定して造られていない施設であるというのは、これは確か、私だけではなくてほかの議員さんも認識できる事実だろうと思うんです。当然、今の時代、こうなった場合には、町全体としてそういうものを何らの形で処置し、当然、車で来るのがほとんどの常態になっておる。多分、10人おれば10人の先生が車で来られるんじゃないかと思います。当然、そうなれば、町全体としてそれをしなきゃならないんですが、町として、そういうものについて検討する余地があるんかどうか、町全体としての検討としてお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）宗像議員がおっしゃるように、子どもの安全、安心が第一でございます。命を守る、子どもたちの身体を守るというのは、もちろん当然な話で、また今回、平成24年度からこのような駐車が行われていたということにつきましては、漫然と置かれていたのか、そこは把握できていませんけども、今回やってみると、まだ駐車可能なスペースがあるということでございましたので、駐車の方法を変えさせていただいたというところでございます。今自家用車で通勤している者が多くございます。今後、増え

ていくというようなことも考えられます。そのときそのときに応じまして、適切に対応してまいりたいと。あくまで、子どもたちの安全を第一、また議員がおっしゃる、どうしてそこがグラウンドになったのかという経緯を踏まえずにいろんなことをしていったとも考えられます。ですから、その用地がどのようにして今日に至っているのかという経緯を踏まえながら、今後の対応をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）町といたしましては、学校施設等避難所と指定しております。そういった意味の防災備蓄等も踏まえておりますので、そういったところの関連が災害時に有効に利用できるような形態で、その対策を今から講じていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）グラウンドの問題についてはとにかく適正に使っていただいて、もし必要であれば執行部も含めてよく相談されて、それなりの用地を確保するなり何らかの手段を講じる方法を取っていただきたいと。

それから、都市計画道路の問題でございますが、執行部として都市計画道路というのは町の根幹としてどういう位置付けにあるか、それについて執行部の御意見を伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）道路交通を担う主要な路線というふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）海田町の都市計画道路については、昭和34年だったというふうに記憶しておりますが、ほとんどの今の路線が造られたように、連立関連街路以外の街路についてはそのときにほとんど造られたように記憶しております。昭和34年から約60年ぐらい経ったと思いますが、その間必要と思われながら何もされずにおって、今になって、あれはしない、これはしないというふうな話、持ってきておられる。その当時、畑と田んぼの状態の中で、将来的に海田町の都市計画はこうあるべきだと、そういう形で決められた大事な道路、大事な基幹じゃないかと思うんですが、それは僕の考えが間違っているのか執行部の方が別の考えをお持ちなのか、その辺についてお願いいたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）議員、御指摘のように、主要なものであるという認識の下、昭和39年でございますが、都市計画決定を多数打ってございます。御指摘のように、事業の進捗という部分が進まなかったという事態がありましたので、この度見直しという考え方を示したものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）先ほど申しましたように、連続立体交差事業、これはもう連続立体交差事業そのもの、全体計画が変わってきておりますから、それに伴い、それとか船越の区画整理、これが無くなっている関係上、どうしても道路が必ず変わってくるのは、これ理解します。ところが、先ほど言いましたように、昭和39年、都市計画された大事な道路、これについて5、6年前ですかね、止めたいと、この連立の話が出てくる前に、止めたいと、これとこれを廃止したい、執行部の方で出された。もうそこで、一応議会の承認を取ったような格好だったと思いますけど、その後、何らされていない。前に進まない。話を聞けば、連続立体交差事業の都市計画街路の変更が先だから、これは後回しだというふうな話をされましたけども、ただ、私の方が申しましたように、もう都市計画道路、工事終わるんでしょう。最短で連立関連街路が始まるのはいつですか。府中町が終わらんと海田町は手を付けん訳でしょう。そう説明されていますよ、広島県は。少なくとも最低でも県の計画では5年掛かる、府中町域が、最低でね。5年間海田町は都市計画について一切何もしないというんですか。応援はやるけども、それ以外の都市計画は一切しないというふうに理解していいんですかね。あんだけいい計画を持っておりながら、何もせずに放ったらかすというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず連立関連街路のことでございますが、御承知のように鉄道の仮線を街路部分において本体を築造してまいります。その後、本体が移動した後に最後に街路が完成するという流れになろうかと思えます。しかしながら、そういった中で、詳しいスケジュールというものがまだ計画が煮詰まっていないということでございますので、関連街路の完成時期というものにつきましては、今のところ、お答えすることはできない状況でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それじゃ、広島県が我々に対して説明した、府中町が終わって海田町に手をつけるという話はうそなんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）うそではございません。まず府中町域を工事して、その後に海田町域に取り掛かるという基本ベースは変わってございません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）そうなってくると、事業の年数は分からない、少なくとも5年以上のスパンで海田町に、今、課長がおっしゃったように、まず府中が終わる、終わった後何をするかいうたら、海田町に仮線を造る訳でしょう。仮線が終わらん限り、街路できない訳ですよね。府中が5年、海田が5年としたら10年間何もしないんですね。仮に、府中町域を県が言うように5年ぐらいで片をつけます、5年とか6年でやるという。当然、海田も5年か6年掛かるだろう。12年間、海田町は都市計画道路について何もしないということになります、そうなんです。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）今何もしないというふうなおっしゃり方をされておりますが、まだ連立関連街路ももちろんですが、本体のスケジュールがまだ示されてないという状況でございますので、そういった中でどういうふうな当てはめができるかという検証まではまだ至っておりませんので、そういったことが明確になってから立案したいというふうに考えます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）私もだけど、自分から言っとんやないかな。課長の説明に基づいて聞いている。課長さんの方が言ったんです。府中町から始めて海田町行きますよと。そりゃ、確認されてそのとおりです。それから、自分自身がおっしゃられた、まず仮線を造って、本体を造って、仮線に移して、本体を造って、本体を戻して、それから道路を造る。それはあなたがおっしゃったんです。そうすればそれが終わるまで関連街路できないじゃないですか。それまで手つかずでしょう。それは間違いないんでしょう。そうすると、単純計算、短いスパンでいっても5年、5年でいっても10年掛かりますよね。そういうスパンの話ですよという話です。その間は、ほかのことは手を付けずに放ったらかしておくんですかとお聞きしているんです。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）大まかな方針はそのとおりでございます。ただ、具体的なものについては、今、次長が申しましたように、まだはっきり決まってないところもあります。

それと、第1答弁で町長の方が申しましたが、やはり財政的なものも同時に勘案しながら、そこも考えていかなければいけないという具合に考えております。また、今、同時にうちの都市整備課の方で見直し案の方を作っておりますので、それらを総合的に見て、スケジュールの方は立案していきたいという具合に考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）そうした中で、一番私らが感じて思うことというのは、あんだけいい道路を都市計画道路しておきながら、前回廃止された道路が何本か、そうした中で海田町というのは、JR山陽本線、瀬野川、国道2号、県道矢野海田、縦でいくと、呉線、31号線、この6本で完全に海田町は分断されている。瀬野川の右岸側から、例えば南小の下の方に行こうとすると、まともに道路ありますか。ぐるぐる回って行かにゃいけん。それを解消するために決定したのが都市計画道路じゃないんですか。そうじゃないんですか。私の考えは間違っているでしょうか、どうですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）そのとおりでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）そのとおりであるのであれば、当然、今一番大事な路線というのは、はっきり言って、新たに橋を架けない限りについては日下橋が基点になるんです。日下橋からきちんと県道矢野海田線からずっと裏の方へ行くような、本来の路線を、道路工事を行っていくべきだと私は思います。それについて執行部の考え方は違う。考え方がある方は存じますけども。当然、その問題が解決されないからこそ、今、一番問題になっている、あの一番危ない交差点、西浜交差点ですかね。ああいう交差点が起こってくる。そういうものを解決するためにも、是非ともそういうものを勘案しながら、海田町の計画、今からの道路の施策、きちんとしたものを積み上げていただきたい。特に今、部長が説明して下さったように、今計画を変更しようとするんじゃなく、当然、この海田町、分断されているものをいかに解消していくか、そのために何をすべきか、それを本当に考えてやるべきと思いますが、その思いについて、最後に聞かせてもらいます。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）先ほど、部長が申しましたように、今から案を作ってまいります。そういった中で、今日宗像議員に御指摘のあったことを踏まえながら、その案を作っていくたいというふうに考えております。

○9番（宗像）終わります。

○議長（桑原）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、町民の安全施策ということについてお尋ねをいたします。本町の施策に安全、安心の町、住んでよかった町、住みたい町を目指している施策は講じられておりますが、今一つ、その施策に不備があるのではないかとということであります。

一例を挙げますと、個人の家、すなわち敷地から公道に出るような場合、一般的には個人のことであるという解釈であります。しかし、その公道も、直線であったり、曲線であったり、いろいろな道路の形態があると思います。個人は自分の敷地から公道に出る場合は、それなりに注意はしていると思いますが、公道を走る、特に車、バイク等は、道路に面した敷地、家庭の出入り口を確認しながら走行することは非常に難しいというふうに思います。この出口の安全確認ということについて、町長はどのように考えられるかお尋ねするものであります。

また、個人の住宅、敷地からの出入り口の安全を守ることは、その前面道路を走る車、バイク等の運転者の安全を守ることにもなると思いますが、これについても併せて町長の考えをお尋ねいたします。すなわち、1人の安全を守るということは3万町民の安全を守ることになるというふうに思いますが、このことについても町長はどのように考えるか、重ねてお尋ねをいたします。

次に、3年ぐらい前から砂走地区において駐車禁止の看板の設置をお願いしておりますが、警察と打ち合わせるとか協議中とかで日々は経過しております。この間、約3年間ほどになる訳ですが、どのような打ち合わせ、協議をしてこられたか、時系列をもって内容等の説明を求めます。

次に、住宅地域での車修理作業は建築基準法で定める用途地域の違反であります。これも約2年ぐらい前よりいろいろ関係担当課にお願いをしてきましたが、その対策等を町にもお願いをしてきましたが、一向に改善されておられません。特に本町生活安全課の対応、返答は、いつか何があったか時間を記録してほしいというようなことでありましたが、その後、何らの変化もありません。騒音や駐車違反、これらは個人では何らの対応はできません。このことについて、2年間もお願いしてきた担当課は何をしてきたのかをお尋ねいたします。

また、その現状や実態を把握しておるのか、そこらについても併せてお尋ねをいたし

ます。

そして次に、防犯カメラについてであります。この件についても過去何度かお尋ねをしておりますが、最近各地で防犯カメラに対するいたずらというのが発生しておるようであります。本町についてはそのことについてどうなのか、そういう実態はあるのかどうか、こういうことであります。また、この防犯カメラの設置ということについてもお願いしておりますが、防犯カメラを防犯カメラが監視するというんか、いわゆる死角のないように隅から隅までいろんな犯罪の防止も含めたそういう死角のない地域を作るといいますか、安全な町を作っていくということで、ここには書いてはおりませんが、防犯カメラの設置、増設、年度を追って増設等をやっていく考えはないかということでもあります。

最後に、免許返納者ということについて、高齢者の交通事故、近々にもありましたが、90歳の女性が多分大丈夫だろうということで、交差点を突破して大変な事故を起こしておりますが、高齢者のそういう免許の返納者、本町においてそういう方が年間どれぐらいあるのか、そのことについてお尋ねをしますが、その返納者に対して少なくとも1年ぐらいは町の循環バスの利用券、せっかくそういうふうに努力をされておる訳ですから、より動線を確保してあげるといいますか、町、あるいは買い物に出やすいために、そういう循環バスの乗車券等、二、三十枚でもいいんですが、そういうものを町独自の施策として配布するという考えはないかということをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。町民の安全施策についての質問でございますが、1点目及び2点目については、道路交通法上、車両等の運転手は、道路交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならないと定められており、公道を通行する車両等や個人の敷地から出る車両等の双方に道路の状況に応じた安全運転が求められております。3点目について、議員の御指摘のとおり、一人ひとりの安全の積み重ねが3万人の安全につながると考えております。4点目については、平成23年から路上駐車についての御相談を受け、町から警察による巡回の依頼を行っております。平成28年8月に海田警察署に駐車禁止規制について相談に行っております。しかし、駐車禁止の指定は難しいとの回答でございました。その後、本年5月、寺迫交番に相談に行き、巡回強化のお願いをするとともに、海田警察

署にも再度駐車禁止規制について相談に行っております。その中で、指定は難しいが、通報があれば現場確認を行い、必要に応じて対応していただけるとのことでございました。5点目の住宅地域の車修理業者の騒音案件については、平成23年から御相談を受けておりますが、その間、用途地域については、平成24年に広島県が現地調査を行い、用途違反ではないことを確認しております。また、騒音についても、当該業者に町職員が夜間等の騒音作業について配慮するよう訪問するなど対応をしてくれておりますが、ここ数年は夜間の騒音について軽減していると聞いており、町からの訪問等はしていない状況でございます。6点目については、今後、路上駐車については、海田警察署への相談窓口の紹介や巡回のお願いをするとともに、騒音についても近隣の方への聞き取り等を行いながら、対応をまいります。

次に、防犯カメラについての質問でございますが、防犯カメラの設置後、盗難、いたずらはございません。カメラ本体の異常確認についてでございますが、53台のうち、役場でモニターできる25台については、毎日動作を確認しております。それ以外の28台については、現地でパソコンを接続し、作動状況を確認する必要があるとございます。そのため、この28台については、本年3月に正常稼働していることを現地で確認したところでございます。防犯カメラは、これまでの整備で町内一円に配置し、一定の整備ができていますものと考えておりますが、今後、町内の道路整備や公共施設、民間施設の建設等に伴う状況の変化があれば増設について検討する必要があると考えております。

次に、免許返納者についての質問でございますが、高齢者の免許返納促進の施策についてでございますが、循環バスについては、お住まいの地域によって利用頻度が異なるため、無料券の配布については現時点では考えておりません。複数のタクシー会社が免許を自主返納した高齢者に対して、タクシー利用時の料金を割引する制度を設けておりますので、当面、この制度の周知を継続するとともに、本町に適した施策を調査研究してまいります。次に、海田町の免許返納者の数でございますが、平成27年55人、平成28年82人、平成29年75人でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それでは、この免許返納ということで再度お尋ねします。循環バスの無料券等は考えてないということですが、1回100円、仮に30枚とすると、29年度ということになりますと、75名、仮にこれを100名であったとしても30枚出して1人3,000円。だから、金額にすれば微々たるものであろうと、そういうことが先ほどもちょっと言い

ましたが、90歳の高齢女性が大事故を起こしたというようなことを考えたら、5万円、10万円はどこにでもあるいうたらおかしいかも分らんが、町の予算としては、それほど切羽詰まったというか、やりくりが大変だというふうには考えないんですね。それぐらいのことをして、特に、そういう事故防止の観点からも10万や20万円のものはどこにでも出てくるんじゃないかというふうに考えるんです。再度、それについてもう1回、一考する考え、やる気がないといえぱそれで全てが終わりなんだということなんですが、どうなんか、再度検討して、事故防止、町民の安全につながるんなら考えてみる必要があるんじゃないと、そういうふうな考えは持たないのかどうか、再度お尋ねします。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）町長答弁にもございましたように、循環バスの無料券の配布については、現時点では検討はしておりません。しかしながら、複数のタクシー会社が1割引を設ける制度をしておりますので、こういったものを周知しながら本町に適したもの、どういうものがあるのか、そういったことについて調査研究の方をさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）再度、そういうことでお願いしますが、1割引き、広島の方へちょっと出るいうたら2,000円ぐらい、そうすると、200円ぐらい、せめて初乗りぐらいにするとかね。今言うとするのは町内の循環バス。要するに、その町長答弁にもありましたが、その個人の家の状況で、循環バス、路線バス、乗りやすい人、乗りにくい人、当然ある訳ですが、少しでも利便性、駅まで出る、広島に行きたいというときに、タクシーを雇うて、200円ほど補助もらえるか、町内だとほとんど1,000円ちょっとぐらいでは動くと思うんですが、1割引き、100円か150円ぐらいになるのか。循環バスにしてあげれば、ただで。検討するということですが、駅までただで出れる。これは一考して、そういう町民が少しでも、いわゆる寝たきりとか閉じこもりがないように、出歩くような施策を講じるべきであろうと。一考するということだから、それ以上は言いませんが、しっかり検討して、早い時期の実現をお願いしておきます。

それから、防犯カメラについてちょっと途中で言うたんで無理なんかも分かりませんが、年度ごとに、例えば5台とか10台とか、せいぜい1台、録画式であろうとも20万円前後ぐらい、10台設置して200万円、5年ぐらい続けてやると五、六十台、かなりのエリアがカバーできるんじゃないか。年度ごとにそういう計画性で、5、6年ほどもって、

かなりの、今日もいろいろ出ておりますが、あちこちに5軒とか2軒とか10軒ほど新築の家ができるというので、そういう死角がどんどんできてくると思うんですよ。だから、計画的に増設していく必要があるんじゃないか。どうなのか、今の分で十分ではない。一つには、何ていうんか、のぼりというんか、どっかに電信柱に、旗はぶら下がっておるんですよ、防犯カメラ設置の町とかいうことでね。そういうことでやっても、もうちょっと分かりやすいやり方もせにゃいかんし、カメラそのものが見当たらない。要するに、台数がまだ28台とか何とかいうんですがね。もっと、あちこち、を見て、本当にこの町は逆に、意味が違うかも分からんが、恐ろしい、カメラがいっぱいあって悪いことできんのじゃ、こういうような認識をもたせりゃね、そういうまちづくりというのは考えにゃいかん。その昔、串掛林道にダミーを付けたいうことがあるが、それじゃ、意味がないんでね。そういう年度ごとの増設について、何か考えないか、検討、これも急に言うたんだから大変じゃろう思うがね、どうか検討してみる気とか、そこらないかどうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）現在、海田町には53台のカメラが道路上に設置されております。

基本的にはこの53台で一定の主要道路に付けて、交差点とかに付けてあって、カバーできているものと考えております。町長答弁にありましたように、今後の公共施設や民間施設の建設に伴う状況の変化があれば、そのときに増設について検討する必要があると考えておまして、年度ごとに何台何台というところでの検討というのも、これからそういうふうにしていくのか、道路状況の変化等があればするのかということについて、検討する必要があると考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そういうことで、より安全、安心の町を作るためにはこのカメラの増設は絶対に必要な施策であろうと思う。そういうふうにして死角のないように一つ考えてほしい。

それから、最初の問題で、6点目ということで答弁をもうとるんですが、いろいろ海田警察に相談、窓口の紹介やら何とかしとる。実際に現地を見て、その現状把握というか、その状況を知っとるのかどうか。何か知らんけども、二言目には警察に言いなさいとかいうことですが、まずそこで現状把握しとるかどうかについてお尋ねします。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）私が課長になってから、一番最初に議員から相談を受けたのが28年の8月に、議員の方からこういった駐車禁止の話があるということで御相談を受けておりまして、そのときにはすぐ現地の方へ、私、行っております。それから、定期的に行くことはなかったんですが、町のほかの職員、出る職員について機会があればそこら辺を見るように指示はしてきたつもりでございます。今回も4月の終わりぐらいに、ちょっと気になるから、職員の方に行かせて、連休明けに地元の交番の方に何か策がないかということで相談に行かせた、そういう経緯がございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、相談がどうか知らんが、今の現状を分かっとるんかということをお願いとるんですね。何か警察にどうやるとか何とか、実際問題、この質問通告書を出してからでも約2週間、23日の午前中が締め切り、こういうことやったんです。その質問通告書を出してから、言い換えりゃ、受け取ってから、次の日か次の次のぐらいでね、曜日はよう覚えんが、23日は水曜日か木曜日ぐらいじゃろうと思うんですが、そうすると、金曜日には受け取っとるはず。そうすると、少なくとも今日まで10日間ある訳です。単純計算、日にちだけで行くと。その間、現地に行ったかどうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）平日については、出る時間がございましたので、この土曜日に町の別の行事がありましたので、その帰りに議員宅の方に見に行ったことはございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）現地を見に行った。要するに、どこやらの荷物の番で漫才のような話があるがね、荷物をこれちょっと見ておってくれいうて、見とつてもろて誰か持っていったと。いや、わし、ここに荷物を置いたら、あんた見とつてくれたんじゃないかと。見とったよ、誰か知らん人持っていったよ。同じことよ。現状把握しておるんかいうたら、現状把握しとる。それに対する対策とか対応を考えないのかどうか。実際、あんたたちが現地を知っとるいうから、少なくとも、失礼なことを言うが、どういう状況を把握しとるんか、それについて聞きたい。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）その業者が、いわゆる修理業の方がそこで扱っている車が道路の一部はみ出して置いたり、道路の曲がり角付近に長時間置いたり、そういうふうな声が

あったというふうに認識しております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）駐車場から車のはみ出とる。駐車スペースというか、駐車場という、こういうものの定義からいうと、例えば1メートル角のスペースがあって、車が、例えばの話ですよ、車のサイズが1メートルの2メートル幅、長さでもどっちでもいいよ。駐車場が1メートル角、入っとるじゃないか。この数字、単純にいくと半分車が収まっとる訳ね。どんだけ収まっとったら駐車、要するにそういう駐車スペースに収まっとる、駐車違反でないと解釈するのか。もうちょっとこましいことを言うと、車が2メートルある、駐車場が1メートル90センチある、10センチならええか、1割ならええか、その辺の定義はどうなっとる。わしから言うたら、駐車場が2メートルあるんなら、車は逆に1メートル90、車が2メートルあるんなら駐車場は2メートル10センチないと駐車場とは言わんと思う。要するに、この車は駐車違反ではない、こういうふうに考える。まず、はみ出しという部分について、もう一つ交差点はあるんだけど、要は、はみ出し部分、要するにどれなら駐車違反にならんのか。このことについて、もちろん道交法の言い方もあるかも分からんけども、あなたたちはどのように認識しておるのか、これを聞きたい。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）申し訳ありません。車のはみ出した部分についての駐車違反はどこまでかということについて、法律的にはちょっと承知しておりませんが、いわゆる車が公道にはみ出して通行ができない状態についてはよくない状況であると、そういうふうには考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今言うとするのは、そういうことが長う続いとるので、よくない状態が続いとるんですね。課長おっしゃる、よくない。それをなぜ是正しないかと言うとる訳。あなたの答弁でも、先ほど来28年の8月だったか、それについては忘れたけども、むしろあなたの方が分かっとる訳じゃから。その間、少なくとも約1年半ある訳よ。それを何してきたか、その間。ただ、さっきの荷物の例じゃないが、見とってくれ、見とりましたよ、誰か知らん人が持っていったよ、あんた見とってくれいうから見とったろと。意味はその荷物を盗られないように番をしておってくれというのが本音だろうと思うんよ。だから、今の駐車がちょっと、形態がおかしいんじゃないかと、何とか対応して

くれ、交通の邪魔というか、そこの通行ね。あるいは、先ほど来言うております民地から出るときでも、非常に視界が悪いとか、そういうことでお願いしとる。公道を走る人の安全運転責任じゃないか。全てが解決する訳で事故も何も起きようがない。にもかかわらず、そういう突発なことが起きるから、少なくとも町民の安全に問われるように、その施策を講じないかということで、3年も前から駐車禁止にしてくれとか、標識を立ててくれとか言いよる訳。今言う、その対応、対策をどうやってきたのか。ただ、ずっとさっきの繰り返し、何回も言うが、それを見てきただけなのか。何の能もないじゃないの。どうなの、そこ。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）今後、路上駐車につきましては、町長の繰り返しの答弁になるかもしれませんが、警察署への相談であるとか、町のパトロールも含めて対応してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何か知らんけど、警察も言うんですよ、何かあったら警察へ言うてください。言うてどうするの。例えば、刺された、殺されたというて警察言うてどうするん。警察というのは事後処理屋かいな。今の話がそういうことになっとるんですよ。非常に車の通行に支障がある、駐車場からはみ出とる、交差点に車を止めとる、ほんじゃ、そこに交差点のあれでミラーが付いとる。ミラーはどこから見る訳。そこに車が止まっとると、ミラーの見る角度が違ってくる訳よ。ミラーの意味が全くない。それを1年半も無視してきとる。部長、あんたにも個人的に口頭でお願いをしとる訳よ。こういうふうにして駐車禁止の札を立ててくれ。あんたは知らん顔して課長に全部はねましかしいな。課長にどういう指導してきたんだ、上司として。ちょっとこれを聞きたい。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）まず駐車禁止のことにつきまして、私の方からも海田警察の方に御相談をさせていただいております。もちろん、駐車禁止の規制につきましては、公安委員会の方で決定されるものなので、我々町として決定できる権限はございません。ただ、お願いという形では警察の方にまいりまして実施をいたしております。それと、見えにくい公道上の取り扱いにつきましては、原則で申し上げますと、道路交通法上の、町長答弁申し上げましたが、双方に注意義務があるということで、安全な速度、安全な方法で通行していただくしかないものと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）全く、先ほど来言うとする他力本願、全てあなたの責任ですよ。だったら、何にもあなたらにも頼む必要もないし、あなたらの役職としてゼロ。そこに高い給料もろって座つとる必要ない。何かの書類じゃないが、受け付け、判子を押しました、今日も別の件でも出ておりますがね。町は関与しとるというのをはっきり認められましたが、以前、わしもこの建築確認、若干それますが、やかましいと怒ったことがある。町が関与しとるじゃないかと言うたら、しとりませんと。許可は県ですと。ずっとこれで突っ跳ねられてきた。今日は意見書を付けとるとか何とかいうて。だから、関与しとるじゃないかと。あなたらも今言うようなことで、交差点に車が止まると、道交法では交差点の5メートル、あるいは道路の幅員が3メートルに満たないものは駐車禁止の標識がなくても駐車違反ですよ。道交法にうとうとする訳よ。それをあなたたちが現状を見ながら、さっきも課長の答弁でもある訳。その課長が何もできん、部長もできん。警察にお願いしとる。幼稚園の子の使いと一緒にやないか、どうなの、そこは。もう1回、はっきりせえ。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）町も、できる範囲のことでは警察にお願いするとか、そういったことは実施しております。権限の範囲内でしかできませんので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）理解できんから言うとする訳よ。寺迫交番、これも公式の場と言うんじゃけん、わしもね、うそを言う訳にいかん。海田警察の2階の踊り場で延々1時間けんかした、ある警察官と。こういうことで口頭でお願いして、こういうことをやってきたんじゃが、何も対応してくれんじゃないかと、こう言うた。そしたら、その警察官はとぼけとる。後日、別のことがあって、実はあのときは私でしたと、こう言う訳。じゃ、延々と踊り場で1時間もけんかしたのは何じゃったんかと。よう聞いたら寺迫交番の警察官じゃった、公式の場と言うんだから、わしもいいかげんなことは言われはせん。ここにも書いてある。海田警察署に駐車禁止やら何やらでお願いしとります、寺迫交番にも相談に行つとりますと。何もしない。それがあんたたちの仕事かと言うとする訳よ。どうなの、職務上、立場上。町民の安全、安心はどこにあるの。その辺の答弁を願いたい。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）法律上、そういった交通規制につきましては、警察の方で対応されるものと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、お願いしとる。町民の安全のために、標識、駐禁の札を立ててくださいと言うとる。何が24年やら25年、部長、前の部長、名前は言わんけども。Uさんぐらいでは分かるじゃろう。その時代からずっとお願いしてきとる。協議しとるじゃら、相談しとります。言うだけじゃ、やらんのと一緒よ。逆に言えばやる能力がないのか。それじゃ、あなたの職務上、立場上、失格じゃないか。町長、しっかり人員配置なさいよ。2年も3年も経って、駐禁の札の1本も立てられんような部長、何か。冗談じゃない。それで、挙句の果てが町長答弁、冗談じゃないよ。急ぎなら警察へ110番通報しなさい。どういうことが起きる。あなた、それは分かりますか。110番通報するとパトカーがサイレンを鳴らして来るんですよ。私の家だと、ちょっとおおげさに言いますがね、自動車学校の方へパトカーが来たころには、もうサイレンが聞こえる。誰だって、警察が来たじゃ、おかしゅうてなった、すぐどけるんですよ。報告書どうなりますか。異常ありませんでした。私が行ったときには車はおりませんでした。110番はサイレンを鳴らして来る。だから、平生から町民の安全を守ってあげてくれと言うとる訳、町長。そのポジションがあなたが全部一から十までというのか、できないから、そういう代理の担当者を決めて、それぐらいの任務を与えて、対応さしとる訳じゃないか。そうじゃないの。その対応ができないいうんやったら、ちょっと人事に問題があるんじゃないのか。もっと優秀な人材をやるべきじゃないの。どうなのか。警察に言えじゃ、何じゃと。警察は事後処理屋じゃないか、さっき言つとる。部長、もっと真剣に頼まないのか。どうなの。そして、あんたら何回行った、この通告を出してから。ちょっとそれもう1回、繰り返し、部長、聞きたい。あんたはどういうふうに対応したのか。約10日間、2週間。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）私が直接現場に行った訳ではございません。通告があつてからは、私は現場には行っておりません。対応につきましては、今後も、議員おっしゃるとおり、実際に迷惑を被っている町民の方々がいらっしゃいますので、引き続き、警察の方には話をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）警察の方をお願いするか、行くか知らんがね、それをしっかりやらにや何の意味もない。そして、そこ行って、いつ何時にどういうことがあったか、記録をとってください。記録してどうするん、Uさんの時代からそういうことは届けとる。何の変化もない。口じゃ、町長、お願いしております、全部他力。そんなことは小学校の1年生でも、さっきもちょっと言いかけた、建築確認、途中でそれてしもうたけど、単なる受け付け、判子、幼稚園の子に押させてみなさいや、1個、2個じゃなしに100個でもただで押してくれるよ、高い給料を払わんでも。職員がなっとらんいうとる。

それから、もう一つ、それは建築基準法違反ではない、用途地域は住居地域で、車の修理、定義はどうか。例えば、リフトがついているから修理屋だと。どこまでが車の修理屋なのか。定義は非常に難しいと思う。例えば、タイヤがパンクすればあなただってどっか道端に寄せて、タイヤを外したり、付け替えたりするじゃろう。それが修理なのかどうか。ところが、そういう定点で、要するに一つの場所でリフトを付けたり、コンプレッサーを付けたり、そういうことをやればそこは工場だと思うんよ。道路の真ん中にリフトを付けたり、コンプレッサーを付けたりはしない。広島県に現地調査をお願いして、何を根拠でもって言うとるん。用途地域、住居地域、そこにコンプレッサーを付けて、今はなくなって若干改善しとるというのが課長の答弁じゃが、それは事実よ。以前は夜の8時、9時頃から仕事を始めて朝の5時までやると。タイヤの取り外しをする、今頃のインパクトレンチ、ブルルッと相当の音がする。夜中の1時、2時にインパクトレンチでタイヤを脱却する訳。8回やるんじゃ、タイヤが4本あれば、外して締めて。夜中の2時にその音がしたら、住居地域の用途として違うとるか、これは何を以て用途違反ではないというのを確認しておるのか。その騒音等について、どのような、町職員が夜何回か行つとるんか、分からんけども、デシベルというのか、今頃どういふんかわしも知らんけども、その騒音としてどういう調査をしとるか。その県の見解と併せて、もう1回、二つ再度確認します。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず1点目の建物の用途違反ではないかということでございますが、こちらの地域において工場で使用できる機械の大きさというのがございます。今回のこの工場の場合は、圧縮空気を使うコンプレッサーというものが装備してございました。こちらのコンプレッサーの場合ですと、出力容量の上限というのがございまして、1.5キロワット以下の小型のものまでしか駄目ですよということになっております。こちら

については町の職員も行って確認をしておりますし、また権限を持っておられます広島県の西部建設事務所建築課の方に現地に行っていて、御確認をいただいて、用途違反ではないという結果をいただいたものでございます。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）騒音につきましては、第1種居住地につきましては、夜間は60デシベル、日中は65デシベルという基準がございます。昔の記録を見ますと、職員の方が直接それを測定したというような記録はございません。その記録があるのは、測定器の貸し出しについて、騒音の被害といいますか、遭われている方について相談があったというところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）コンプレッサーの問題を上げているが、建築基準法で1.5キロワット以上のコンプレッサーということですが、そのコンプレッサーはなぜか知らんが屋外に設置してカバーしとる。実際、そういうところまで確認しているのかどうか、ちょっとしつこいようやけど、建設課長、実物を見たということだから、屋外にカバーして置いとるのを知っとるんかどうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）屋外に置いてあるコンプレッサー、私が確認をさせていただいたときには屋内にございました。ただ、その屋外にあるものが常時使用されているものかどうかというのは、すみません、そこまでは私は把握をしておりません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、中途半端なことをやっておられる訳やの。表向きいうんか、全体把握、調査してくれ、こういう状態があるので。ついじゃけん言いますが、県、比治山、建築指導課、あるいはそういう車の整備ということで、観音小型振興会、陸事、そういうところ、あらゆるところへ行ったんよね。どこも、うちの職員と一緒に。屁の突っ張りにもならん。お願いしておきます、頼みます、相談しております、幼稚園の子と一緒に。何の突っ張りにもならん、どこもね。今言うように、コンプレッサー、常時使用しておるかどう、常時、あなた方は見とるのか、現地を。わしがやかましゅう言うたら、3年に1回ほどころっと出して、事実、これ3年も掛かっとる。直近が28年8月、それから分かっとる、だから、何回も見てくれ、そういうことを口頭でお願いしとる訳ですが、それで役に立たんということになると、今後文書でやらにゃいけん。

の、副町長。職員指導、どうしとるんか。聞いたことは右から左、鵜呑みにずっと流すだけで、やるんなら全部今後文書でやりますが、どうするか。今みたいなのりくりお願いしとりますじゃ、他力本願での、お願いしております、これですっと今後やるのかどうか、これ聞きたい。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）議員から御指摘のありました諸課題について、中々解決に至っていないということは事実であろうと思います。しかしながら、規制する法律というのは、それぞれに所管する、担当するところが国であったりとか県であったりとか市町村であったりとかいうようなことございますので、それぞれの所管するところに町としてはお願いに行っているということでございまして、決して聞き流しているということではなしに、何度か足を運んでお願いをするといったようなこともしておる訳でございますけれども、引き続き、そういったお願いを重ねていくということで、今後、少しでも改善できるように対応してまいりたいと思います。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）もう熱が入らんね。お願いしております、お願いしていきます、対応していきます。解決にならないからやかましく言うとする。既に、1年半、2年、3年前からやってきて、なぜこれぐらいの、3年も掛かって、何もできん。ちょっと定かじゃないけども、県から交通安全対策費というので、多分、私の記憶では去年か一昨年か別として、100万ぐらい交通安全対策、公金が来とる。ところが、なぜか本町の交通安全対策費80万円、60万のときもあったかな、違うとったら確認してみてください。交通安全対策費、県から100万円もらいながら、町の予算執行が80万円。20万はどこへ行ったのかな。それだけのものがあれば警察にもお願いして、だから、町費でやりますよ。公安委員会だって元々ビラがあって、そこで駐車違反の罰金を払った人が随分おる。なぜか撤去した。途端に車の駐車場やら、修理屋が駐車場としてばらばら使う。その現状を写真に写して提出しないと駄目なのか、3年に1回ほどひょろっと現地を見て、たまたま行ったときには停まってなかった、だから、異常ありませんでした。さっきも言うたように、110番通報した、サイレンを鳴らしてきたら、皆慌てて逃げた、異常なし。あんたらが言うとするのはこれぐらいのこと。親身になって対応しとらんと言うことなんです。今後、本気でやらすのかどうか、町長、至上命令出すのかどうか、本気でこれをやるのかどうか。部長でもいいよ、そこら誰でも。しっかり答弁してほしい。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）議員から御指摘があった事項については、財政的な事情でできないとかできるとかということではないのではないかというふうに理解をしております。それぞれの法規制というものの、ルールがございますので、その枠内でどこまで規制が掛けられるかといったことを、それぞれの所管する機関が判断した結果が、今の条件になっているということなんだろうと思います。ただ、我々は住民の皆さん方の一番身近なところで、行政を担っている訳でございますから、そういった声に耳を傾けまして、所管のところに必要な情報を上げて、何とか改善に結びつくように取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今言うた間違うとるかどうかわか別で、財政課、ちょっと調べにしてくれ。

県からの公金、実際にうちの予算、この差異がなぜ表れるのか。わしの言うたんが間違うとるんかもわからん。間違うとったら間違うとってでもいい、ちょっと確認願いたい。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）交通安全対策交付金についてでございますが、歳入予算、11款で計上してまして、30年度予算で申しますと、536万4,000円の予算計上をしているものでございます。使途でございますが、一応、この公金の目的が、交通事故の増加に対処し、交通安全対策を推進する施策の一環として道路交通法に定める交通反則金の一部を道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるために、県が市町村に交付するものでございまして、特定財源の中の一般財源として歳入予算に組んでおります。結果として、その交通安全対策の一部として活用されているものでございます。

その差異、歳入と歳出の差異は一般財源ということで、そこに差異はございません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ちょっと言うところが間違うとるんじゃが、数字も間違うとるけども、それは3年前のことを言うとるんかもわからんが、それは交通違反のその分の分配金、交通安全対策費、これぐらい誰でも分かっとる。わしの言うのは、県から交通安全対策費として公金が出とる、にもかかわらず、うちの方でそれはそれだけの対処をされていないということ、そこに差異が起きとるよと。逆に県から100万円来て200万支出しとるいうんなら、まだわからんでもないが、100万もろうたら100万使う。これはこれでもいいかもわからんが。わしの頭の中が間違っとるんかもわからんから言うとる訳よの。

100万もろうて80万しか使うとらんじゃないか。だから、本気で安全対策を練つとらんのじゃないかと、部長。ただ聞いて、聞き流しで、下向けて、おい、お前見てこいや。自分の職責はどこにあるんか。そういうことを言うとは訳よの。県が100万くれとる、今530万とかいう話だけでも、そりゃ、今年度かも分からん。わしのような頭が古いけん、2、3年前の数字を言うとは訳のよ。ちょっとそういう差異が現実には起きるとるじゃろう言う訳。530万円もろうたら、530万全部交通安全対策に使うとるのか。それだけあるんなら、なお更のこと、看板の1枚、2枚、立てるだけの札があるじゃろうと、こう言いたい訳よ。その辺がどうなっておるんか、それを確認して最後にします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）繰り返しになりますが、一応、交通安全対策特別交付金、一般財源として交付されているものでございまして、特定財源としての充当はございませんが、この公金を活用して、交通安全対策を推進しているものでございます。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）交通安全対策交付金、交通事故の削減のために活用する財源ということで御指摘のとおり、その反則金の一部が市町に交付をされるものでございます。町で掲げております交通安全対策費のカーブミラーでありますとか、そういった設置、修繕のほかにも区画線でありますとか、そういった交通事故の防止に関係のあるようなもの、こういったものに、財源を活用して、交通事故の防止の方には活用してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）最後は、質問じゃないけども、今後、機を見て、言わにやならんとは思いますが、少なくとも町民の安全、安心のためには、そういうきめの細かい、これも前にお願いした、部長もおった訳で知つとるはずなんだが、ちょっとよそにそれるけども、前に建設課の話でそういう町民からの声、あるいは議員からの声があったと、分からなかったら現地を確認して、再度確認しなさい言うたら、今後、そのようにしますと。総務部長、あんたもおった。ところが、今、こう言うて1年半も2年も経って、私は見ておりませんよ、課長に全部任しておりますよ、それじゃ、その前に行って現地を確認しますとか、役場は一つのグループじゃ。いわゆる縦割りで全部逃げるのかどうか、ましてや総務という立場、建設課の問題であったとしても、総務部長として責任を感じて、それを全部一つグループ、仲間として、逆に通達を出すべきぐらいの行動をとるべきじ

やないの。あれは建設課の問題やからわしには関係ないよ。それじゃ、何のために分りにくいときに、現地確認しますとか、今後、そのようにしますという答弁しとる。もちろん建設課長の答弁であるけども、それは、あなたらの連帯責任じゃないか。ましてや総務という立場で。そこらを今後どういうふうにしていくのか、一体でやっていくのか、あるいは福祉の方じゃけえうちは知りませんと総務課が言うのか。何のための総務課。そこらの認識というか決意はどうなのか、それを確認したい。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）町行政に関する諸課題がいろいろございます。町民からの要望事項、議員の皆様からの要望事項、多々あろうかと思えます。これにつきましては、役場で町としての組織として対応を考えてまいりたいと思えます。

○14番（前田）終わります。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結します。

暫時休憩をします。再開は14時30分。

~~~~~○~~~~~

午後2時17分 休憩

午後2時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

この際、日程第2、第25号議案、工事請負契約の締結について（（仮称）海田公民館建設工事（建設））から、日程第4、第27号議案、工事請負契約の締結について（（仮称）海田公民館建設工事（機械））までについてを一括議題といたします。

なお、採決については1議題ごとに行います。それでは、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第25号議案から第27号議案、工事請負契約の締結について。第25号議案から第27号議案までを一括で御提案申し上げます。

この度の工事請負契約につきましては、中店地内において施工する仮称海田公民館建設工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第25号議案から第27号議案までの工事請負契約の締結につ

いて一括して御説明いたします。初めに議案書に沿って契約内容について、次に入札状況の資料に沿って入札結果について、最後に工事箇所の資料に沿って工事内容についてそれぞれ説明させていただきます。

それでは、議案書の12ページ、第25号議案をお願いいたします。まず工事請負契約の内容でございますが、工事名は仮称海田公民館建設工事（建築）、工事場所は海田町中店地内、請負金額は9億7,632万円でございます。受注者は、浅沼・テクシード建設工事共同企業体で、その代表者は株式会社浅沼組広島支店支店長古市康司、構成員は株式会社テクシード代表取締役、奥河内博夫、工期は議決の日の翌日から平成31年10月31日まででございます。

次に議案書の13ページ、第26号議案をお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名は仮称海田公民館建設工事（電気）、工事場所は海田町中店地内、請負金額は1億4,904万円でございます。受注者は、株式会社高野電気商会、代表取締役高野憲一郎で、工期は議決の日の翌日から平成31年10月31日まででございます。

次に議案書の14ページ、第27号議案をお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名は仮称海田公民館建設工事（機械）で、工事場所は海田町中店地内、請負金額は1億2,366万円でございます。受注者は、株式会社中電工広島統括支社、取締役常務執行役員支社長熊崎村夫、工期は議決の日の翌日から平成31年10月31日まででございます。

続きまして、入札状況について御説明いたします。資料3の工事入札状況をお願いいたします。まず資料3は、建築工事の入札状況でございます。入札方式は、条件付き一般競争入札、事後審査型で、平成30年4月20日に一般競争入札の公告を行い、5月25日に入札を行いました。その結果、二つの共同企業体が応札し、全ての入札が予定価格以下でかつ最低制限価格以上でしたので、最低の価格を提示した浅沼・テクシード建設工事共同企業体を落札候補者とし、その後、年間平均完工高や施工実績、技術者要件等について事後審査結果、要件を満たしていることを確認しましたので、落札者と決定したものでございます。

続きまして、資料5の入札状況をお願いいたします。資料5は電気工事の入札状況でございます。入札方式は指名競争入札で、この度の指名は海田町建設工事指名業者等選定要綱により、電気設備工事でAランクの業者20社を指名いたしました。入札の結果、6社は最低制限価格を下回ったため、失格としました。予定価格以下で最低制限価格以

上の入札者のうち、最低の価格で入札したものが同価格で3社いましたので、地方自治法施行令及び海田町建設工事入札執行規程に基づき、くじ引きを実施し、その結果、株式会社高野電気商會を落札者と決定いたしました。なお、辞退業者については、事前に辞退届が提出され、その辞退理由は技術者の確保が困難であるため、人員配置が難しいためでございました。

続きまして、資料7の工事入札状況をお願いいたします。資料7は機械工事の入札状況でございます。入札方式は指名競争入札で、この度の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により、営工事でAランクの業者19社を指名いたしました。入札の結果、1社は最低制限価格を下回ったため、失格とし、予定価格以下で最低制限価格以上の入札者のうち最低の価格で入札した株式会社中電工を落札者と決定いたしました。なお、辞退業者については事前に辞退届が提出され、その辞退理由は、手持ち工事が多く技術者の配置が困難であるため、人員不足により施工体制に問題が生じるため等でございます。

それでは続きまして、各工事の内容について担当課から御説明いたします。

○議長（桑原）生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）それでは、仮称海田公民館建設工事（建設）について御説明いたします。

資料4の工事箇所図をお願いいたします。表紙をめくって次のページを御覧ください。最初に施設概要についてでございます。敷地面積は2,152.34平方メートル、建築面積は1,341.91平方メートル、延べ面積は2,930.28平方メートル、構造は鉄筋コンクリート一部鉄骨造、規模は3階建て、最高高さは16.76メートルでございます。配置図におきましては、灰色の斜線で示している部分でございます。

次に、工事概要といたしましては、基礎は既製コンクリート杭、躯体は鉄筋コンクリート工事及び鉄骨工事、屋根は鋼板葺き、及びアスファルト防水の上、保護コンクリート、外装はコンクリート打ち放し及び熱処理杉板張り、その他工事といたしまして、金属、建具、塗装、内装、舞台設備、体育器具、移動観覧席、昇降機、外構としております。

配置図を御覧ください。工事予定地においては既存のフェンスのほか、赤の点線で示しておりますよう、仮囲いを施すものとし、敷地の北西側を工事車両の出入口といたします。

次のページを御覧ください。上から順に、3階、2階、1階の平面図でございます。3階には和室、多目的室、備蓄倉庫、講座室などを、2階には織田幹雄記念館や控え室などを、1階にはアリーナや事務室などを整備いたします。

次のページを御覧ください。立面図及び工事スケジュールでございます。立面図につきましては、上から西立面図、北立面図、南立面図、東立面図でございます。工事スケジュールにつきましては、工期は海田町議会の議決のあった日の翌日から平成31年10月31日までで、具体の工程につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、仮称海田公民館建築工事（電気）について御説明を申し上げます。資料6の工事箇所図をお願いいたします。表紙をめくって次のページを御覧ください。施設概要及び配置図につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおりでございます。工事概要につきましては、受変電は405キロボルトアンペア、非常発電は100キロボルトアンペア、電灯は照明533台、誘導灯48台、舞台用29台、映像音響は舞台用スピーカー12台、カメラ1台、モニター5台、監視カメラは、カメラ21台でございます。その他設備といたしまして、動力、構内情報通信網、構内交換、情報表示、拡声、誘導支援、テレビ共同受信、防犯、入退室管理、火災報知設備としております。

次のページを御覧ください。平面及び工事スケジュールでございます。平面図につきましては、上から、3階、2階、1階の電気設備平面図でございます。ページの中ほどにございます凡例のとおり、赤は照明器具、青は監視カメラ、緑は映像音響機器を示しております。工事スケジュールにつきましては、工期は、海田町議会の議決のあった日の翌日から平成31年10月31日までで、具体の工程につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、仮称海田公民館建設工事（機械）について御説明申し上げます。資料8の工事箇所図をお願いいたします。表紙を1枚めくってください。工事概要につきましては、空気調和はビル用マルチエアコン室内機29台、パッケージエアコン2台、及びルームエアコン1台でございます。換気は全熱交換機器5台、及び送風機換気扇37台。衛生器具は1階に大便器9台、小便器4台、多目的1台、2階に大便器4台、小便器2台、多目的1台、3階に大便器5台、小便器3台、多目的1台。消火につきましては、屋内消火栓6台、消火ポンプ1台。給排水は給水引き込み直径75、下水取り付け直径150、給湯は電気温水器2台でございます。

次のページを御覧ください。平面図及び工事スケジュールでございます。平面図につ

きましては、上から3階、2階、1階の機械設備平面図でございます。ページの中ほどにございます凡例のとおり、赤は空調設備、ピンクは空調ダクト、青は衛生器具を示しております。工事スケジュールにつきましては、工期は海田町議会の議決のあった日の翌日から平成31年10月31日までで、具体の工程につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）まず最初に、3点とも入札価格の最低入札価格の何パーセントか。2点目は、この工事入札状況の事後審査、これを2社おってよの。増岡と浅沼か。それ以外のあれはなかったか。この増岡、正田、浅沼・テクシード、これはランクでいうたら、どの程度か。特定建設業者か、そういうこと。

それともう一つは、この入札状況について、9億何ぼに対して、申し込みが少なかったと思うんやがね、まず最初の経過についての1点目は、例えば1社の場合、入札して落札金額に相当と思えたら1社でも適正か。私が今考えるのは、最低でも3社ぐらいおったら適正な審査が行われておると思うんじゃが、その点については、こういうこと初めやけん、どのような認識か。

あと、大きな3点目は、今主幹が説明されたんかの。丁寧な説明じゃが。入札前に仕様書を配られたよの、業者の。それで落札を決定されたんじゃが、その内容と、今ここで公表された内容が、どこか違うところがあるんか。えらい丁寧に説明されたんじゃの。丁寧に説明されてもほとんどの人が中身が分からんわいの。分かったら大したもんや。わしはある程度分かるわいの。はいじゃが、空調がどうのこうの、音響がどうのこうの言われても、説明あっても。ほうじゃが、仕様書の中でうとうと、委員会で説明があったじゃの。そのとおりならそのとおりとはっきり言ってもらえますか。

以上、たちまちsonだけ。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず初めに、大きい一つ目の各工事の落札率でございますが、建築工事については95.0パーセント、電気工事については81.6パーセント、機械工事については81.1パーセントでございます。次に大きい二つ目のうち、1点目、建築工事において2企業体以外になかったのかというところでございますが、入札には2企業体のみの参

加となっております。

次に、二つ目のランクについてでございますが、この度参加していただいた企業体とその構成員全てAランクでございます。次に3点目、この度2社での入札だったというところ、仮に1社だった場合、どのように考えるのか、競争性等について問題がないかという御質問についてでございますが、この度一般競争入札で執行させていただきましたが、一般競争入札においては、発注者は入札参加者の数に関与しない制度でございます。仮に入札参加者が1社でも当該入札に参加した方は入札が行われるまでは競争相手がいないことを知り得ず、ほかに入札があるであろうことを予想し、これと競争する意思を持って入札に参加しているはずであろうことから、一般競争入札においては1社入札でも競争者は確保され、入札は有効なるものでございます。

私から以上です。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）先ほど、御説明申し上げました工事箇所図に示しておる主要な部分についての変更はありません。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）もう一つ、わし勉強不足や、もう一つ教えてもらいたいのが、わしは質問して、Aランクか特定ランクと聞いたんじやが、Aランク、Bランク、Cランク、Dランクとあるんじやろうが、それは、Dランクは何ぼ以上、Cランクは何ぼ以上、それと、今聞いた今の増岡組、正田建設ともにAランクだったか、そこをわし聞きのがしたんと、勉強不足だが、ついでに特定建設業というもの、特定というものがつくのはどういうふうなを特定というか、そこの説明が分かればお願いします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まずランク付けに関する御質問でございますが、現在、Aランクについては格付基準が1,145点以上、Bランクは855点以上、Cランクは670点以上、Dランクは670点未満でございます。この度落札者として決定した浅沼組さんにつきましては1,786点、テクシードさんについては1,251点でございます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）次に特定建設業でございますが、こちらは下請業者を雇用する際に、一定金額以上の下請を出すことができる規模の建設業者のことでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）それを言うたら、それとこれとは違う扱いでいいんじやが、その特定ランクというのは点数か、ランク付けに、使用するの、点数か金額か。多分、わしはそこが気になるんじや、Aランクというものが得点で言われて、千七百何ぼと。わし、勘違いしとって、Aランク、Bランク、Cランク、Dランクというのは金額によってやられちよと思ったんじやが、点数でやられて、それはそれでええんじやが、特定ランクというものは何点以上かか、年間売上げの何ぼ以上かとかいう規定があるもんか、そこが分かればお願いします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）この度、特定建設工事共同企業体、JV方式で実施しまして、それぞれの要件設定についての御質問かと考えますが、Aランクの業者についてはこの度の入札要件で1,500点以上で年間平均完工高10億円以上で設定しておりまして、異なるBにつきましては総合数字855点以上で年間平均完工高等は問わないような要件設定としてあるものでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）2点ほどお尋ねします。まず、配置図、資料4でも6でも8でもよろしいんですが、これは仮囲い、当然このような形になるんでしょうが、千葉家住宅の駐車場が使えん訳ですね、当面。昨日の議会でもあれこれ言いましたが、保健センターの利用者の駐車場、これは代替地はどこでしょうか。

次2点目、資料5の方でございます。電気工事の入札、これ20社指名して2社が辞退して18社で入札しました。うち6社が最低制限価格を下回る価格で入れて失格。3分の1ですね。一番安いところでしたら、落札価格と比べて3,000万も違いますよね。一番近いところでも確か600万違う。これ、根本的に積算どこか間違えているんじゃないでしょうか。

以上、2点尋ねます。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）まず1点目の旧千葉家住宅横の駐車場の件でございます。これ、住吉議員、保健センターの事業で例示をしていただきましたが、いわゆるあそこの公開においても当然使っております。ということで、広い意味であの駐車場をお使いのものをどういうふうにするかというお尋ねというふうに理解してお話をしたいと思うんですが、いわゆる工事の期間中については、今、駐車場を使っているものについて、工事期間中

は現海田公民館の駐車場の利用というものを想定しております。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、今回の電気工事の設計の仕方なんですけれども、本町が積算した各工事の価格は公共歩掛かりや公表単価を積み上げるとともに見積もり用に価格決定する部分については、実勢価格になるよう十分に精査を行って決定しております。今回、入札に参加していただいた業者さんに入札価格の内訳を提出していただいております。それらを見ますと、まず大きく直接工事費という部分、こちらは購入する価格、機材の価格及び工事に掛かる人件費が積み上がるもの。それともう一つ、間接経費といわれる、いわゆる現場管理費であるとか企業さんの利益が出てくる経費率という部分の経費というのがございます。この直接工事という部分においては海田町の設計金額と各社さん、最低制限価格を下回った各社さんの割合が大体町の金額に対して8から9割部分を占めておられました。大きく差が生じているのは、先ほど申しました経費率の方、経費の方を削られて、どうしても応札、落札したいという意向があったものと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）取りあえず、駐車場の方が気になるんですが、昨日も損害賠償の質疑であれこれ言いましたが、健診のときなんかごった返す訳でしょう。公民館を代わりに使いますって、公民館も利用している住民の方、いっぱいいらっしゃるでしょう。どう考えても足りないですね、駐車場。どうされるおつもりなんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）現在もですが、健診につきましては、できるだけ自転車や公共の交通のもので来ていただきたいというのが、まずお知らせ文にお願いしております。そして、実際、今の千葉家の駐車場が使えない場合につきましては、昨日も答弁させていただいたんですが、誘導員などの配置をして子どもとお母さんたちの安全に努めていきたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）そうじゃない。駐車台数の絶対数が足りないでしょう。公共交通機関を使って来て下さいと言ったって、来るわけないでしょう、小さい子連れているのに。むごいことを言う。町内のあちらこちらから来やすい場所ですか、今の保健センター。公共交通機関を使って。自転車に乗ってこい。雨が降っていたらどうしますか。公民館の

駐車場、今ですら、ときには足らなくなっているんですよ。絶対数は足りないんですよ。工事が始まったら使えなくなることは分かっていたでしょう、とっくの昔に。その対策を何も考えてなかったんですか。もう一遍言いますよ。公民館の駐車場は足りないんですよ。公民館建設のときもそれであれこれあったんですから。そこへ今現在保健センターを利用される方、特に健診の際は千葉家の駐車場が一杯になるんでしょう。絶対数全然足りてないじゃないですか。どうされるおつもりですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）大体、健診が1歳半健診で1回に20名から25名ぐらいの対象者になっております。それが毎月あります。今、教育部と調整させていただいているのは、公民館を利用させていただくようになるので、健診がある日の日程を事前にお知らせしております。そういうときに大きな行事とかを入れていただかない、できるだけ配慮させていただくというところでお願いしております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）1点だけお尋ねします。スケジュール、10月ということで翌年度の期限を切つての入札ですが、心配するのに、資材の問題、人事の問題、そういうのを心配するんですが、余裕を持ってこういう期日を定められて入札の契約の中に織り込んでおるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）工事期間の設定におきましては、今回、公民館において必要とされる工種というのがございますが、それらの工種と量によって必要な日数というのを積み上げて工期を出させていただいております。また、一方で建設業が出しております工期の設定の仕方というプログラムがございますので、そちらも活用してチェックを掛けております。したがって、過不足のない適切な工期、特に余裕を設けているというものではございません。適切な工期を設定させていただきました。

○議長（桑原）ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

第25号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第25号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第25号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり、これを決します。

次に、第26号議案について討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第26議案について採決を行います。

お諮りします。第26号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり、これを決します。

次に、第27号議案について討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第27号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第27号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第27号議案について原案のとおり、これを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、第28号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第28号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について。地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（近森） それでは第28号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書15ページを御覧ください。資料については、資料9の海田町税条例等の一部を改正する条例の概要、資料10の海田町税条例等新旧対照表をお願いします。改正内容については資料9の条例の概要で御説明します。今回の改正は、平成30年度の税制改正による地方税法等の一部が改正されたことに伴い、昨日、専決処分の承認をいただきました以外の部分について、海田町税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正について御説明いたします。まず、1は個人町民税関係の改正です。（1）は基礎控除の見直しです。これまでは全ての納税義務者に対して所得金額から33万円が控除される基礎控除を適用していますが、改正後については下の表のとおりとなります。次に（2）は非課税基準の見直しです。給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げることに伴い、以下の所要の措置を講じるものです。アは、障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人町民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件を、現行の125万円以下から135万円以下とするものです。イは、個人町民税均等割の非課税基準を現行の31万5,000円から41万5,000円とするものです。ウは、個人町民税所得割の非課税基準を現行の35万円から45万円とするものです。

2ページをお願いします。施行期日はいずれも平成33年1月1日でございます。

次に、2の法人町民税関係の改正です。特定法人である内国法人の法人町民税の確定申告書等の提出を、改正後は電子データで提供しなければならないことによる規定の整備を行うものです。

次に3の固定資産税関係の改正です。（1）はわがまち特例の対象項目の創設です。生産性向上特別措置法の規定により、国の同意を得た市町村の導入促進基本計画に適合し、労働生産性を平均3パーセント以上向上させる等の要件を満たす中小事業者等を対象とし、新規の償却資産の最初の3年間分の課税標準額に適用する特例措置を創設するものです。特例措置については、下の特例措置の表を御覧ください。左側の現行の特例措置は、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づく中小事業者等が取得した設備投資に対する特例措置でしたが、今回改正されます右側の特例措置は、生産性向上特別措置法に基づく新たな特例措置で、新規購入の償却資産を対象とし、町が認定してから最初の3年間、課税標準額をゼロとするものです。

3ページ目をお願いします。上の表は、新たに特例措置対象となる償却資産、その取

得価格及び販売開始時期を記載しています。次に、(2)のわがまち特例の期間の延長等です。これは、津波避難施設、公害防止施設、及び再生可能エネルギー等に係るわがまち特例についての期間の延長等に伴う規定の整備です。アは、津波災害警戒区域内に所在する津波避難施設の利用に供する家屋、償却資産について新たに指定避難施設を対象とするものです。中段の表は、今回特例措置の対象となった指定避難施設は、町が指定して最初の5年間は家屋償却資産について参酌基準と同じ課税標準額の3分の2としています。なお、広島県内においてこの5月末現在、津波災害警戒区域の指定はございません。次の、イは、水質汚濁防止用の汚水又は廃液の処理施設に係る固定資産税について特例率等の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長するものです。下段の表にあります現行の特例措置の基準は、参酌基準と同じ3分の1としていましたが、右側の改正後の特例措置の参酌基準が2分の1に見直しされるため、改正後の参酌基準の2分の1に合わせるものです。なお、平成30年度については対象となる資産はございません。ウは、一定の要件を満たした再生可能エネルギー設備について特例率等の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長するものです。

4ページをお願いします。上の表を御覧ください。今回、改正する再生可能エネルギー施設に該当する対象資産については、2行目の1,000キロワット以上の太陽光発電設備ほか4種類となっており、延長期間については全て3年間延長になります。また、2列目にあります町の現行の特例措置基準は参酌基準と同じとしていますが、改正後の参酌基準は対象施設の普及状況に応じた見直しがされており、現時点において町ではいずれにも該当する対象施設がないことから、改正後につきましても改正後の参酌基準と同じ基準とするものです。施行期日は公布の日でございます。

次に4は、町たばこ税関係の改正です。まず、(1)は税率の引き上げでたばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるものです。下の表を御覧ください。表の左側は税率引き上げの実施時期を、4列目には紙巻きたばこ1,000本当たりの市町村たばこ税率を記載しています。施行期日については上の表に記載していますそれぞれの実施時期です。

5ページをお願いします。(2)は旧3級品の紙巻きたばこに係る特例税率の廃止に伴う経過措置の一部改正です。平成27年度の税制改正において、旧3級品のたばこのわかば、エコー等、6銘柄の安価なたばこについて、4年間掛け、段階的に紙巻きたばこ税の税率に合わせる引き上げを行っていますが、今回のたばこ税率の引き上げに伴い、

表の 6 行目の平成31年 4 月 1 日を最後としていましたが、その引き上げ時期を 6 か月延期した平成31年10月 1 日とし、平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間の税率を平成31年 9 月30日まで適用させるものです。施行期日については、平成30年10月 1 日です。次の（3）は、加熱式たばこの課税方式の見直しです。アは、課税区分の新設です。加熱式たばこについては、現在地方税法上のパイプたばこに分類され、製品重量 1 グラムを紙巻きたばこ 1 本に換算して課税していますが、国のたばこ税と同様に地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分を創設するものです。次のイは、みなし製造たばこに関する規定の整備です。いわゆる間接加熱方式の加熱式たばこの消費については、現行の課税方式では、溶液の重量がたばこ税の税額計算に反映されておらず、商品により税制上の取り扱いが異なっていることから、加熱式に係る税制上の取り扱いを商品間で統一するため、製造たばこから分離された溶液部分についても製造たばことみなすとするものです。次のウは、紙巻きたばこの本数への換算方法の見直しです。紙巻きたばこ以外の製造たばこについては、これまで重量をもって紙巻きたばこの本数に換算していますが、改正後の加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法については、重量と価格をそれぞれ紙巻きたばこの本数に換算し、合計したものを本数とする方法に変更するものです。

6 ページをお願いします。上の表は、先ほどの紙巻きたばこの本数への新換算方法を図にしたものです。改正後は左側の重量の要素と右側の価格の要素を合計したものを、下の表の実施時期に応じた紙巻きたばこへの換算方法で行い、その紙巻きたばこへ換算した本数を資料 4 の 4 ページの下側にあります紙巻きたばこ 1,000 本当たりの税率上に適用させることになります。施行期日は上記の表中のそれぞれの実施時期となります。

最後に、5 のその他ですが、引用条項等の整理を行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13 番（崎本）この条例改正の概要のあれは、いつ国から指摘されたもの。なぜ言うかいうたら、平成31年施行期日がの、あるいは平成32年に施行期日となっちよる訳やの。今、30年の 6 月だから、の。もうちょっと余裕をもって説明すりゃいいと思うんじやが、何で 6 月定例議会で32年のことまで条例改正で説明せないけんのか、その理由をちょっとお願いします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（近森）議員さんが言われるのは、施行期日がそれぞれ異なっているということだと思うんですが、例えばこの資料の４ページを見ていただきまして、４ページの４の町たばこ税関係の改正のタックスの施行期日が上記表中、それぞれの実施期間ということになっているんですが、これは施行日を異なる日とするという必要があることから、別条立てで新旧対照表の方で今回の改正で提案させていただいたということになるんですが。国からありましたのは、地方税法施行令等の一部を改正する法律につきましては、公布が平成30年３月31日付けでされております。たばこ税の税率改正につきまして、段階的に実施時期をずらしてする必要がありますので、それを今回一度にする必要があることから、そういう手法をさせていただいたということです。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この度の町税条例の一部改正につきましては、この３月31日に法律の方、地方税法等が改正になりまして、将来に向かっての改正も含めて法律の方が改正されたもので、この度、一括で税条例の方も将来に向かって改正をさせていただくものでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○１３番（崎本）誰がそういうことを聞いちよるんじゃ。それは分かっちゃるわ。分かっちゃるんじゃが、10月１日は、何で６月、９月に出しても間に合うんなら、何で６月に出されたかということを聞いちよるんや。よう聞きなさいや。あんたらが説明、長々して分かっちゃるわいな、段階的に上がって。最初の施行が10月１日のものを、何で６月に慌ててせにゃいけんのか、９月定例会でもええじゃないかということを聞いちよるんじゃが、よう聞きなさいや。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）改正の手法でございますが、地方税法の方も一括で将来に向かって、31年のものも、32年のものも一括で改正が行われております。それに併せて、税条例の方も今回一度に６月で提案させていただいたものでございます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（近森）地方税法の３月31日の公布を受けまして、周知期間等も含めまして早い時期に改正する必要があると判断し、今回、提案した次第でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○ 1 1 番（岡田） 1 番の個人町民税関係の改正のことなんですけれども、給与所得の控除と年金の控除、それぞれ10万円を基礎控除、10万円振り替えるいうんか、そういうふうな改正だと思うんですけれども、この改正、多分、働き方改革とかそういうふうな感じが絡んでくると思うんですけれども、基礎控除を33万から34万円に引き上げたら、多分、町民税が増えてくると思うんです。それに合わせて、多分、これ町民税だから、県民税も、町民税まではないんですけども、県民税も同じように増えると思うんですけれども、その辺の割合いうんか、例えば町民税が10だったら、県民税は5になりますよとか、そういうのは分かりますかね。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（近森） ちょっとそこの具体的なところまでは資料を持ち合わせていません。

○議長（桑原） 岡田議員。

○ 1 1 番（岡田） 多分、町民税、県民税それぞれこの改正で増えるはずなんですけれども、その増える金額というのを後でお知らせください。それと、今のこの基礎控除額が上がったら、それに伴って、国保とか介護とか保育料とかいろいろなものが連動して影響を受けるんですけども、その影響額というのがどれぐらいなのかというのと。そして、もう一つ、2 ページ目の法人町民税関係の改正、1 億円以上を超える法人税は、地方税ポータルシステムか、それを使って電子申告をするんですけども、このときに、共通電子納入システムの導入いうのがなされなければならないんですけども、それが今回出ていないというのはどうしてなのかということをお尋ねいたします。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（近森） まず1 点目の介護等の影響につきましては、これはあくまでも施行が33年になりますね。ここはまだ出ないというところではあります。それと、2 点目の法人町民税の、これ、もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（桑原） 岡田議員。

○ 1 1 番（岡田） 法人町民税の申告を電子申告で1 億円以上の企業か、電子申告でしてくださいというふうな改正だと思うんですけれども、この電子申告をしようと思ったら、その前に、共通電子納入システムというのを導入して、せにゃいけんはずなんですよ。そうせんと、海田町の企業があるかないか分からんけども、申請しようとするときにそういうシステムがなかったら、電子申告のしようがない訳ですから、そういうシステムを構築いうんか、そういうふうなのをせにゃいけん条例いうんかがあるはずなんです。

これ、セットになって多分出てきているはずなんですけれども、それが無いのはどうしてですかということです。

○議長（桑原）言われている意味、分かりますか。税務課長。

○税務課長（近森）基本的にこれは送る方の企業の方がまだそういう設備が普及されていないというのがありますので、これ、施行は32年4月1日になりますので、そこに向けて、町としてはそれを受け入れる体制はあるんですが、企業としてそういうシステムいうか、そこができていないというところがありますので、ちょっとそこは、議案としては今回のこの共通電子納付システムというのは、まだそこにつきましては、まだ改正等のあれは来ていませんので、そこはできていないところでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今、1,777団体か、公共事業があるんだけど、それとその1億円以上の企業いうんか、それが対応していろいろな電子システムいうんか、納税システムいうんか、そういうふうなものを構築するもんだと思うんですけども、この1億円以上のところが申請をするための、いろんな自治体に申請するためのシステムそのものいうんか、それがシステム導入そのものが構築をされないといけないと思うんですけども、それが、今の、これ、さっき言われたのは、地方税法が変わって、3月28日が成立の日だと書いてあるんだけど、そのときに一緒になって、こういうふうなものを改正してくださいと来ると思うんです。でも、今のこの議案を見たら、今の地方ポータブル何とかいうのは来てないから、どういうふうなことになつとるのかなというのをお尋ねしたいんですけども。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（近森）エルタックスを活用して、地方公共団体に対して一定の手続きでまとめて電子納税を行うことができる共通電子納税システムを導入することとしましたとなっているんですが、企業の方も、税理士等につきましては、税理士から来るようにはシステムにはなっているんですが、大企業の場合、税理士でなくて自前で送るという、データでなくてペーパーで送っているというのがありますので、そこはデータ化されていないというところがあるから、今後、そういうふうにする方のシステムの改修といいますか、そういうふうな手法はされているんだと思います。今後、されると。

（「思いますじゃない、そのとおりですと言えばいいよ」と言う者あり）

○税務課長（近森）ということで、今後、大企業としてもそういう方式になると思う、思

います。

○議長（桑原）ほかに。宗像議員。

○9番（宗像）これだけの税制改正、この一発目で議場に上げてきてやるんじゃないくて、事前にこれを説明すべき案件に思うんじゃが、それについてまずどうなんか。それと、今、税務課長の説明の中にあっただと思うんじゃが、これよりも国保税の改善、下げるもんもついて回るとる訳でしょう。だから、当然、これはこれだけの事前説明を行う案件に私は思うんですが、それについてどう思うんかいの、それと、今の案件、既に税務申告については、法人所得税については電子申告ができるようになってる訳でしょう。今の、納税ではなくて申告の問題でしょう、これ。今、あなた、納税と言ったけど、申告の問題でしょう。要は、今の税務署に行きよる書類と同じような形でこっちに回ってくるというだけのイータックスと同じような形でこっちに回ってくるだけの話じゃないんですか。だから、もう少し勉強してきちんと説明しなさいよ。それが言いたいだけなので、説明はいいですから。事前説明についてちょっとお願い。

○議長（桑原）これ、事前説明の案件じゃないかということですが、どうですか。総務部長。

○総務部長（丹羽）中々説明がこの場で難しいもの、本会議で難しいようなものについて、ちょっと事前に議員の皆様の説明すべきかどうか検討させていただければと思います。

○議長（桑原）ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第28号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第28号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり、これを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第6、第29号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第29号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法施行令の一部改正等に伴い、課税限度額の引き上げ等、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（近森） それでは、第29号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書30ページをお開きください。資料については、資料11の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、資料12の海田町国民健康保険税条例新旧対照表をお願いします。改正内容については資料11の条例の概要で御説明いたします。今回の改正は地方税法施行令の一部改正等に伴い、海田町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。まず、1の課税限度額の見直しでございます。これは課税限度額の基礎課税額の上限を引き上げることで、中間所得層の被保険者の負担が高所得者層の負担と比較し、より重くなるのを抑えるために、高所得者により多くの負担を求めるものでございます。これを上側の表で説明しますと、現行の課税限度額の基礎課税額の54万円から、矢印で示しています下側の改正後の58万円に引き上げを行うものでございます。

次は、2の、5割軽減、2割軽減の基準額の見直しでございます。これは経済動向等を踏まえ、低所得者層の被保険者が、国民健康保険税の軽減判定所得の5割若しくは2割軽減の対象から外れないようにするため、軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を引き上げることで、低所得者層の国民健康保険税の軽減負担を図るものでございます。下の表で説明しますと、5割軽減基準額については、被保険者数等に乗ずる金額は、上側の表の現行の27万円から、矢印で示しています下側の改正後の27万5,000円に、2割軽減基準額については、上側の現行の49万円から、下側の改正後は50万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次のページをお願いします。3のその他は、字句の整理を行うものでございます。次の4の施行期日については、公布の日からです。最後に、5の適用区分ですが、平成30年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。一般質問にならんように注意して発言をいたします。

平成20年度から平成30年度、限度額25万円上がることになる訳ですね。後期高齢者が20年度から始まったんですが、20年度から30年度の間に見ると25万円。後期高齢者の方は広報にも載っておりましたが、5万円限度額が上がる。しかし、低所得者層はいくらか下がるという、一定の配慮という説明もありました。しかし、この間、上げることはずっと上げて、少ない減額をする、確かにそういう応益応能の関係でバランスを取るということも必要ではございますけれども、中間層あるいは一定の所得があった場合について、1割負担が2割になったり、3割になったりして、全体として見て、ずっと改悪をされるこういう引き金に限度額がいつも上げられておる訳ですね。私、いつも思うんですが、弱い人が本当に、この泣くという、しかし、国保というのは収入の低い人が大体加入をされて、現職を外れた人、定年ですね、年金が出ないのに65歳まではこれを払っていかないかんとか、いろいろあって、減額のこともある訳ですけれども、これもずっと流れを見ると、減額の特例も標準に戻したりして、いろんな形で負担増がずっと重なってきておるんです。私、これを許すと、町長、痛みを、私、ものすごく感じるんですが、町長は痛みは感じないのかどうか。何も抵抗もなくて提案をされているのかどうかをお尋ねします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）今回、改正をお願いしておりますのは、高所得者の方に係る、影響する部分で限度額を上げさせていただいているということと、それから低所得者に係る方の基準額を上げて、狭まらないようにと、対象になる者が狭まらないようにということをお願いをしているものでございますので、議員、御指摘のところについて、今回の改正については当たらないのじゃないかというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）いろいろ税金の問い合わせがあったり、私、調べたりすると、専決処分で処分したところもありますし、1年遅れでこういうのをやるところもあるんですね。なぜ、海田町は議会にこうして議案として出されるから、専決処分ではなくて、親切なところもあるんですが、本当にこの1年遅れた市のある訳ですね、いくら法律が決まったとしても。そういう配慮はなされないのかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）要は、1年遅れて次の年に課税限度額を上げるということは、その年の課税について低いもので課税してしまいますので、高所得者の方に早く負担をいただければ今年度のものが抑えられるという考え方で1年遅れではなしに、その年度に改正をさせていただくものでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。岡田議員。

○11番（岡田）4月に県単位になって、県単位になるということでいろいろと苦労されて、保険税を上げないような格好でいろいろされたんですけども、それから3か月経ったら何か上がってしまう、限度額が。何でこうなるのかなと思うんですけどね。このままでいったら、3年後、6年後は激変緩和がなくなったら、どんどん本当に上がっていくような格好になるんですけども、4月にいろいろ苦労されたのに、3か月しか経っていないのに限度額を上げると。3月のときに介護保険も一緒に限度額が上がっている訳なんですね。介護保険は先にね。そのときに一緒に上げたらまずいんかないいうことでこういうふうにされたのかなと思うんですが、3か月しか経っていないのにこういうふうな格好にされたのかというのをお願いいたします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）課税限度額を上げるというのは、国保の中でも所得の高い人の支払い額が増えるということで、決して、低所得者の方に御負担をいただくそういったものではないと考えておりますので、改正をさせていただくものでございます。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）3月に条例改正をお願いしたのは、税率の改正についてをお願いいたしました。今回、お願いしておりますのは、その後に国の方の法律が改正になりまして、それに伴っての今度が限度額の改正ということでございますので、税率を今回変えるということではございませんので、その点を御理解いただきたいと思います。

○議長（桑原）ほかにございませんか。兼山議員。

○6番（兼山）6番、兼山です。提案理由のところなんですが、地方税法の施行令の一部改正に伴う改正が、公布の日から施行されて、これが30年度以降について適用ということなんですけど、地方税法の施行令はいつ改正されたかというのと、あと、資料12の2ページにも書いてあるんですが、特例対象被保険者等に係る申告書の提出に当たりまして、そういった被保険者等であることの事実を証明する書類を、本来、求められた場合には提示しなければならないということなんですけど、今回の条例改正、これ、公布さ

れて施行されるまでは、この事実を証明する書類を半ば強制的に必ず提示しなければならないということになります。何が言いたいかというと、遡及適用といって、遡っての適用のことを思ったので、いろいろ条例とか調べてみましたが、遡って適用するというのが、既に申告書が提出されますよね。その場合は、元々求められた場合でいいのに、事実を証明する提示は、今度条例に反して強制的に提示されたことになりますね、遡ると。だから、そこについて遡った場合の不利益を生じることについて、どのような整理をされているのかということ、そして、今回に限らずそういった提示すること自体の行為について、遡って適用できるようなもんかいうのもちょっと考えます。そういったところが、本来でしたら、将来にわたって適用されることが本来の条例の改正になっているんですが、遡及適用という遡って適用するということについては、本当に例外的にということを書いてありましたので、例外的に遡ってそれを適用する場合には、いろんな場面を想定しないと不具合が生じるというふうに、私は解釈をしているんですが、その点についてどのように想定してるかどうか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（近森）まず1点目の地方税法施行令の一部を改正する政令につきましては、これは平成30年3月31日に公布され、翌日の30年4月1日に施行されております。それと、今の言われましたマイナンバーを提示されることで本人であるということが把握できるのであれば、こういう証明書の提示が不要になるということでもありますので、これ、遡ってというところは、そこは、遡ってまでは、確認はそこまでは考えておりません。それと、もう1点の不利益等につきましては、これは遡って、例えば申告書の増額とか減額申請があった場合、これは、そういうのがある場合、それが29年度のものであれば29年度で適用させるということで考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）問題が生じないとかそういうことであれば、別に遡っての適用にすることも必要がないんじゃないかということをお尋ねしているんですが、そういったニュアンスがあるということは、何か問題があるんじゃないかということは想定して、遡及適用というところの意味を問うているんですが、これから遡及適用というニュアンスが出た場合に、不必要なそういったニュアンスというのは省くべきじゃないかと考えますが、ここについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（近森）議員、御指摘ありますように、これは必要な場合に限って提示を求めるとのこと、それは適切に対応していきたいとは考えてます。

○議長（桑原）質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。討論があれば許します。討論があるようなら討論を行います。まず、反対討論を行います。岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。第29号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論を行います。主な反対理由は、4月から国保制度都道府県化に伴い、公費を投入して、少なくとも初年度は保険料を引き上げなくて済むような手だてがなされているはずでしたが、すぐに課税限度額の基礎課税額、後期高齢支援金等課税額、介護給付金課税額の合計が89万円から93万円に、4万円引き上げられることになり、国の方針どおり、負担増を町民に押し付ける提案だからであります。老人保険制度から後期高齢者医療保険制度に変わった平成20年度の課税限度額が68万円で、それから毎年のように引き上げられ、平成30年度は93万円で、その結果、課税限度額が11年間で25万円も引き上げられました。引き上げをしなかったのは平成23年と24年の2年間だけです。軽減判定所得の5割軽減基準は27万円から27万5,000円に、2割軽減基準は49万円から50万円と幅を拡大されていますが、これと引き換えで課税限度額の引き上げ提案では賛成できません。また、後期高齢者医療制度の課税限度額も平成30年度から、57万円から62万円に5万円引き上げられ、この制度が変わった平成20年度から11年間でも12万円も引き上げられました。国保制度の都道府県化に伴い、激変緩和や円滑に実施するということが既にまやかしかであることが明らかになったと思います。町の政策判断、裁量は奪われていき、県も繰入はしないと述べているので、今後、国保税は青天井に伸びていくことが予想されます。国保税の滞納、払えない世帯が増えて、必要なときに必要な医療が受けられない人たちが出てきます。国保加入者は中小業者や高齢者など所得の低い人が多いため、高い国保税が家計を圧迫し、厳しい生活を強いられます。払える国保税にするために、相互扶助の精神ではなく国保法1条に明記してある憲法第2条の社会保障の制度として、国や県が国保会計に思い切った財政支援をし、町民の負担を軽減することです。限度額引き上げで負担増を押し付けることではありません。本来に持続可能な制度とするには、国保負担割合を大幅に引き上げるしかありません。国保税を引き上げる前に、欺瞞だらけの消費税増税を中止するとともに、憲法9条の改悪

や海外で戦争をする国を目指す大軍拡をやめ、軍事費 5 兆円の削減など、財政政策を転換し、国保制度の根本矛盾の解決に足を踏み出すべきです。

以上の点を指摘して、この第29号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論をします。

○議長（桑原）続いて賛成討論を許します。大江議員。

○5 番（大江）5 番、大江です。第29号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。海田町の国民健康保険税を支えているのは保険者一人ひとりです。みんなで支え合って成り立っているこの国民健康保険税が年々厳しくなっています。少子高齢化社会の中で、高齢者で収入の多い方は、若者世代と同じ税制を担うというのが現代社会の基本にもなっています。国民健康保険税の安定的な運営のためにも今回の条例改正は致し方ないと思います。今後、行政におかれまして、健康増進による施策の展開と健診の充実を図り、海田町の皆様が健康保険を使わなくてもいいような元気で長生きできるような施策の展開をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。第29号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第29議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、第30号議案、海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第30号議案、海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。放課後児童健全育成事業の設備及

び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件について所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） それでは、第30議案、海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の31ページ、資料13の条例の概要及び資料14の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料13の条例の概要で説明をさせていただきます。今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、児童クラブで勤務する放課後児童支援員の資格要件の追加及び明確化のための改正を行うものでございます。改正する内容は、（１）児童クラブで勤務する放課後児童支援員の資格要件の追加でございます。実務経験により支援員になることを可能とするため、５年以上放課後児童健全育成事業に従事したもので、町長が適当と認めたものを資格要件に加えるものでございます。この改正により、放課後児童健全育成事業である児童クラブに長年勤務している高等学校を卒業していない者が新たに対象となります。次に（２）、教員免許取得者に関する規定の明確化でございます。学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校などの教諭となる資格を有するものを放課後児童支援員の資格要件として規定していますが、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いが不明確であることから、教育職員免許法第４条に規定する免許状を有する者を有効な教員免許状を取得したものとして資格要件を明確化するものでございます。この改正により、かつて教員免許を取得したが、免許の更新を受けておらず失効している者を資格を有する者として明確化するものでございます。施行期日は公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本） この改正の緩和によって、放課後児童支援員の免許取得、海田町の今の職員が募集した場合、どの程度の影響があるとお思いでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 現時点でこの該当になられる方はおられません。今後、対象となる方がいらっしゃいましたら、確保につなげていきたいと考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 資格があればだったら、これを公募の中に入れて、資格者応募したら、わしは応募する人が多いと思うんじやが、こういう法制の改正があったということをどういうふうに、町民の資格を持った人に通知されるか、そこを問います。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 今後、ハローワークや広報等でお知らせする際について、分かりやすく周知していきたいと思っております。

○議長（桑原） ほかに質疑ございませんか。佐中議員。

○15番（佐中） こういう児童法に関する教員の免許の取得、いわゆる町が資格を認定する、町長がする。そうすると、手当の問題が出てくるんですね。今、最低賃金830円かな、1時間が。これの資格を要した者について格差が生じなければならないというように思うんですけども、この辺の変動はどうなるのかお尋ねします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 変動については、現在行っている支援員1時間1,040円の対象となれることになります。

○議長（桑原） 兼山議員。

○6番（兼山） ちょっと聞き漏らしたんですが、この度の改正で関係する支援員さんはゼロ人でよかったのかどうかと、あと、元々、厚生労働省令の改正になりますけど、これはいつ改正されたのかということ、2点。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 今回の改正で該当される方はおられません。厚生労働省令の改正につきましては、平成30年3月30日に公布され、4月1日に施行されたものでございます。

○議長（桑原） 住吉議員。

○8番（住吉） 先ほど、崎本議員の質疑に対する答弁で、こういった文言、ハローワークであるとか広報かいたに分かりやすく載せて募集していきますという話でしたが、これ、厚労省令の一部改正で全国どこでも同じ文言で募集するということじゃないんですかね。別にそれで指導員の募集がしやすくなるうんぬんかいうのは、別に影響ないと思いますが、その辺、どうなんですかね。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 確かに議員さんおっしゃいますように、厚生労働省令の施行に伴い

ますので、全国一律でございますが、海田町においては放課後児童支援員も足りないことから、しっかりと周知をして採用につなげていきたいと考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。

これより、第30号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第30号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第30号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、第31号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第31号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させていただきます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）それでは、第31号議案、海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の32ページをお願いいたします。資料15の条例の概要及び資料16の新旧対照表を併せて御覧ください。説明につきましては、資料15の条例の概要で御説明させていただきます。1の改正の趣旨につきましては、この度、介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、

所要の改正を行うものでございます。２の改正の内容でございますが、１点目が、看護小規模多機能型居宅介護の指定申請ができる者は法人に限られておりましたが、新たに病床を有する診療所を開設している者も指定申請ができることとなったものでございます。２点目は、定期巡回随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護において定期巡回サービスを提供する訪問介護員等は介護福祉士、又は都道府県が行う介護職員初任者研修の修了者と規定されていますが、当該研修は、介護職員初任者研修と生活援助従事者研修に新たに区分されたことから、介護職員初任者研修を修了した者であることを訪問介護員等の要件とすることとなったものでございます。その下に研修の改正内容を記載しております。改正前の介護職員初任者研修は、その修了者が身体介護及び家事等の生活援助を担うこととされていましたが、人材の裾野を広げることによって、マンパワーの確保につなげることを目的に、平成30年度から生活援助従事者研修が新設され、その修了者が家事等の生活援助を担い、従前の介護職員初任者研修修了者が主に身体介護を担うこととなりました。今回の改正で、定期巡回サービスを提供する訪問介護員は専門的な知識や技術が必要な身体介護を担うことから、介護職員初任者研修を修了した者に限られることが要件となったものでございます。３点目は、字句の整理を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

以上で第31号議案についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。兼山議員。

○６番（兼山）６番、兼山です。提案理由からまた何度もですけど、施行規則と基準がまずいつ改正されたのかということと、第31号議案の32ページなんですけど、第４条中の改正で、真ん中ぐらいが第17条の２に規定する看護小規模多機能型居宅介護と書いていますけど、資料の16の方を見ましたら、新しい方、上から４行目、第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護ですと。17条の２と17条の12とありますが、これはどっちが正しいのかということと、今度、第６条の第１号、これの介護職員初任者研修過程を修了した者に限るということですが、私は佛教大学の通信教育課程を修了するに当たって、過程は皆さんの課じゃないかと、課長の課とかですね。過ぎるというのは過程を踏むということは、プロセスみたいな形じゃないかなと。その下の47行の方ももしそれが皆さんの部課の課でしたら、課程になりますね。ということで、これは漢字が、単なる間違いじゃないかと、どうでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）第6条の過程につきましては、漢字の誤りでございます。申し訳  
ございません。

○議長（桑原）執行部、至急善後策を検討してください。検討時間はどれぐらい必要です  
か。総務部長。

○総務部長（丹羽）大変申し訳ございません。議案の方が明らかに違っておりますので、  
この修正をお願いしたいと思うんですが。

○議長（桑原）時間がどれぐらい掛かりそうですか。総務部長。

○総務部長（丹羽）お時間の方は今日1日いただければと思うんですが、よろしいでしょ  
うか。

○議長（桑原）本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会期規則  
第23条2項の規定により、これにて延会をしたいと思います。これに御異議ございま  
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開催いたしますので、御参集ください。本日は大変  
御苦労様でした。

午後4時17分 延会